

「村落

と

環境」

第16号

2020年10月

村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市西区元岡7-4-4九州大学ウエスト5号館751号室森林政策学研究室に置く。

(目的)

第3条 本会は地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウム及び見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および幹事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員を選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成30年12月1日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 佐藤宣子

村落と環境第 16 号

目 次

第 16 回シンポジウム開会あいさつ (佐藤宣子会長)

第 1 報告 久留米市財産区有林へのゴミ埋め立て地建設の経過と論点
馬奈木昭雄(弁護士)久留米第一法律事務所

第 2 報告 八女市における認可地縁団体化した森林の実態
田中志穂(九州大学院生物資源環境科学府修士課程 2 年)

第 3 報告 日田地方の入会権に由来する森林の所有・管理の現状
高尾徳次日田市高瀬生産森林組合理事)

シンポジウム開会あいさつ

今回のシンポジウムを久留米大学で開催にあたり、久留米大学葉山アツコ先生のご尽力いただき、久留米市高良内財産区問題に関するお話をいただく弁護士馬奈木先生には快くお引き受けいただきましたありがとうございます。

今、入会問題は古い問題でもあるのですが非常に新しい問題として注目されています。地域の貴重な資源としていかに活用していくかという住民側からもそうですが、産業としての林業からも考える必要があるとされています。

今、林業は成長産業といわれるようになってきました。木材自給率が以前 18% だったのが 36% まで上がってきている現状となっています。

一部の地域では、違法伐採や過剰伐採的な現状も生まれてきている状況で、森林をめぐる経済的な状況も変わってきております。そうした中でまとまった森林を所有する旧・現入会林野の資源が伐採事業者からも注目される現状となっております。

もう一つは、制度面で変化であり、昨年、森林経営管理法という新しい法律が制定されました。

森林・林業基本法とは別に森林関係の法律を作って、より経営管理権を市町村に移管、集積をして、その権利を市町村がそれを伐採事業者に配分することができるようになりました。

そうした中で私たちが研究課題の対象としている、旧・現入会林野の権利がどのようになるか整理しておかなければいけない時代にあります。今後とも各地の現状について情報共有しながら勉強をしていきたい。

今日は三人の方から報告をいただきます。まず初めに、馬奈木先生からお話を伺いたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

第1報告

久留米市高良内財産区有林へのゴミ埋め立て地建設の経過と論点

久留米第一法律事務所 馬奈木昭雄

1 はじめに

弁護士をしております馬奈木と申します。よろしくお願ひ致します。

今日、実はこういう話をする機会を頂きましたが、私は入会を専門に行っている訳ではありません。

自己紹介を考えたのですが、今こう言う権利の関係をどう考えるかについて、私が50年以上前に九州大学での授業の中を思い出しているのですが、私どもが学んだ権利・概念の中にゲベールという言葉が繰り返し出てきました。権利の源というのはゲベールだと教えられたと私は理解しております。

今最高裁はこの問題その考え方を根底から否定する。安倍総理や菅官房長官は日本は法治国家でございます、その時の国なり総理が法律によって国民に権利を与え、それに従って国民を治めるのが法治国家だとおっしゃっている。

わたしどもは違ふでしょ、国民が法をもって国や国家権力を治めるのが法治国家、立憲主義だと私どもは思っています。ところが今はこれが根底から否定される。権利とは国が作って与えたものだ。その意味はいつでも取り上げる事が出来る。勝手に取り上げることができると思っている。

それを地で行っているのが、私が中心になって裁判をやっております諫早湾干拓訴訟です。漁業権とは国が作って漁民に与えた権利であるので10年で漁業権はなくなるんだよ。残念でしたね。私どもが開門を認められた確定判決でその時に勝った漁業権は10年でとっくの昔終わっている。実は開門する途中でなくなるのですが、私どもが持っている確定判決を福岡高裁は権利がなくなるものを認めた判決だということでもない判決な訳ですね。

これは私どもからすると、とんでもないことでして、明治維新で日本国ができる前から私たちの先祖が利用してきた権利であること。

もうひとつ同じ話が水利権でありまして、私ども環境問題事件を扱っている弁護士は、入会権、水利権、漁業権この三つの権利で戦うと言っています。もう少し言いますと同じ権利だと思っております。それこそゲベールからそれぞれの住民が自らの力で確立した権利だと理解しておりますが、それを全部取り上げる。

入会権がそもそも民法が制定された時、入会権がどういうふうになったかは専門家のみなさんをご承知のことと思っております。

ごく普通の裁判官たち、法科大学院で学んできた人たちは入会権が公益権だと思っております。所有権の根源だとは到底考えていない。最高裁以下、皆さん固く信じております。民法制定の時点から入会権の権利自体が非常にあやふやなものになっております。

国はそのあと水利権を徹底に取り上げにかかりなりました。

2 権利を守る戦い

本日はこのような話が皆様の期待している話かどうか判りませんが、私の方からは是非この権利概念についてお話したいと思います。

例えば九州であった大きな国営土地改良事業が三事業ございます。私どもが裁判しました筑後川大堰（筑後川下流域国営土地改良事業）、もうひとつは川辺川の国営土地改良事業といまやっている諫早湾国営土地開良事業の3つの大きな国営土地開発事業でそれぞれ裁判をやってきました。

筑後大堰はいまから30年以上も前になります。私もまだまだ未熟でございましたし、取り組み体制も不十分でしたし、久留米市の職員組合が総力を上げて先頭になって戦っていただきましたが完敗でした。問題点すら明らかにできないまま終わってしまいました。

その時私たちが申し上げたのは、この筑後大堰建設によって、何が起きるかという事をそれなりに考えて、こういうことになりますよと警告をした。その警告がその通り何十年後に「ほらやっぱり私たちが言ったとおりになったでしょ、歴史によって我々の正しさが証明されましたよね」、「裁判所は否定したけど」というようなことになってほしくないからこの裁判やっているのです。我々が心配していることを国がしっかり対策を講じて我々が間違っていたといえるようにしてくださいと申し上げました。

不幸にして今有明海で起きていることは私たちが予想していたとおりで。

他にも色々問題点がありますが、最も大きな理由は、筑後大堰とっております。筑後大堰によって有明海は日に日に衰弱していった。そして、最後のとどめを諫早湾干拓が刺したというのが私たちの理解です。

権利の問題から言いますと農民の皆さんから水利権流水占有使用料を取ろうしたことがあったのですが、それは30年近く前になります。農民の皆さんがその時おっしゃったのは「雨は政府が降らせたものか」と。自分たちが引いている水というのは自分たちの祖先が先祖代々築き上げて確保しているものだ。それに対して水利権を取り上げる国側、もちろん水利権をなぜ取り上げる必要があるのかという理由は、筑後大堰を作って下流なり、大きな都市の利用する用水として使える水を生み出したいという発想だと私どもは考えております。

しかし、その取り上げるテクニックとして大堰から下流の水利用、要するに淡水（あお）取水退治というように農水省は言っていました。施設の管理権によって水利権を奪う。

同じように漁業権も何とかして取り上げたい。農業の場合は農地法によって耕作農民の権利を守られてきた。農地法をいかに骨抜きにするか。とりわけ株式会社の農業への参入をいかに許すか長い間の国のいろんな手練手管を使ってくることに抵抗して株式会社の参入は許さない、農業への参入を許さないという原則を守ってきた。

水利権はほぼ今、奪われたといってもいいすぎではないと私は思っています。

ちょっと話が脱線いたします。

今長崎県の山の中に石木ダムというのを作る計画が進んでおりますが、ダムの水没地に13所帯60の方が生活しておられます。これまでダム建設事業なりほかの事業でもいいですが、公共事業と称されるもので事業の現地、現場で地権者がそこで生活をしている人が踏みとどまっている例は多分これまで日本の歴史上ないのではと私は思っております。1所帯ぐらいはあったと思いますが13所帯、60人もの人々がいる。

成田の三里塚事件でさえ代執行で住んでいる人を追い立てて事業した例はない。

今度石木ダムが日本史上最初の事例になると私どもは思っております。

現在、地権者は全く移転する気はありませんが、実はもう退去命令がでており、いつでも代執行できる体制に法律上はなっております。しかし出来ません、できるわけがございません。

私が言いたいのは県の担当者が強制執行にいった時におばあちゃんが家の仏壇に自分の体をくくりつけて位牌を抱きしめている、その時にどう強制執行するか考えなさい。そのやり方をよく考えておきなさい。おばちゃんを抱え出すその横でおじいちゃんが布団にくるまれて寝ている。どう強制執行するつもりですか、その横には赤ちゃんが泣き叫んでいるよということを県の担当職員に私申し上げるのですが、本気でやれるならやったらいいと。くどいようではあります私にはこれが権利だと思っております。

私は、現地で生活している人から現場のその生活全部を取り上げることはできませんと裁判官を説教しましたら長崎の裁判所の女性の裁判長でしたが一審で敗訴しました。

この前高裁で敗訴しまして次に最高裁に行くのですが、一審で負けた時の裁判長、私共は「現場で生活しているその生活しているその生活をどうお考えになりますか。」と言いましたら、裁判長の答えはきわめて明確でした。びっくりしました。「ちゃんと代わりの土地を用意していますよ、そこで生活をすればいいじゃないですか。」という答えでした。私はこの裁判官の経歴は知らないですが、多分産まれ育った故郷がないのだよね、サラリーマンの子どもさんで転勤につぐ転勤ばかりしてきたのではないのかな、故郷をもった方ならそんな事は言わない。

くどいようですが私どもは自分の主張をかざして認めてくれと言っている訳じゃない。全部が全部勝つわけじゃない。ですから、みんなが納得できる説明をきちんとやって物事の道理に基づいた結論をだしましょうよと申しあげているだけです。

だから故郷を追い立てても構わないよというのであればそれなりの説明をしてもらわないと代わりの席を用意していますよというだけでは納得できない。

今「ポツンと一軒家」というテレビ番組がNHKの大河ドラマを抑え視聴率断然ナンバー1となっている。なぜポツンと一軒家が流行っているのかという今私が申し上げたことだと思っております。

官崎県内でダムの名前、場所は分かりませんが、ダム建設でみんなが出てしまい、ポツンと一軒家になってしまったというのがありました。その一軒残った家に出て行った方が毎年集まって飲み会をして色んな思い出話をしている。その時に皆さん一致して「出ていかなければよかった。頑張るべきだった」とおっしゃっていることが紹介されました。ぜひ、長崎地裁の裁判長に見せたかった。

水利権をめぐるこのようなしのご合いが今全国で起こっております。

水利権では佐世保市で水道用水が欲しいとって傑作な議論をしています。生活用水が足りないのでダムを造ると言っていますが、佐世保市は人口が減ってきています。計画からもう50年経過していますので一定の年数ごとに需要量の見直しをしなければいけない。

右肩上がりで計画されていた水の需要量は年が経って、予定された需用量には到底届かない。むしろ最初の需要より少し減っているが、需給量の到達点を変えない。いままで4回

もその予測もやり直しましたがだんだん急角度になる訳わけです。

この前、福岡高裁の裁判長から負け判決をくらったのですが、ちなみにこの裁判長と陪席の裁判官は漁業権が10年で無くなるという迷判決を書いた同じ裁判官たちです。最高裁で「そんな違法なこと」とお叱りを受け少しは反省したかと思えば全然反省しておらず私も専門家の証人調べでこんなことはない、裁判官も笑っていたが、結審して判決を見ましたら急角度になっていってもおかしくないそうです。行政は広範な裁量権を持っている裁量権をもっているということは、裁判所が行政を勝たせるときの魔法の言葉です。

他にも我々側が、環境問題等の訴訟で絶対使用するなど言っているのが予防原則という言葉です。

予防原則という言葉が我々が言った瞬間、裁判所は直ちに思考を停止します。それこそコンピューターの計算ができません、残念でしたねと門前払いです。

私どもが勝ってきた判決は予防原則という言葉をつかずにその実質的中身を具体的にいかにかに主張するかというのが弁護士の腕の見せ所だというのが私の考え・主張ですが若い先生たちは予防原則とすぐ言いたがる。言うも裁判所から我国にはそういう法律はありませんよと軽くやられる。

決定的なその権利というのがどこから生じるのか。なぜ生じるのか、入会権というのはまさにゲバーレ、地元の住人の実効支配ですよね。自分たちの生活で支配してきた。だから権利というのは実効支配によって生じる。と言えば国はご冗談でしょ、国が法律で権利を与えたものと。

例えば、最高裁は土地所有権がどうやって生じると判断しているか、所有権だけでなく権利一般の権利というのはそうやって確立するのだよと、最高裁が認めていることが面白い。

代表的なものが大阪の道頓堀を開削した道頓の子孫が道頓堀は私のものだとおこした道頓堀訴訟で負けたのですが、その最高裁が何と言ったかと言えば、前提になった判断が三田用水事件です。

面白いのは、日本法制史の専門家、要するに官僚法学と言うと大変失礼ですが、国の主張を大体認める集団で大体歴代東大法学部出身です。日本法制史の官僚法学の解釈にはみんなこれに従うことになっていますが、石井良助先生が国側の鑑定意見をお書きになった。

それに対して三田用水組合の水利権の主体である農業者団体の主張を渡辺洋三先生書かれ両方の鑑定意見書がだされた。

久留米大学の法科大学院で私7年間講義をしましたが、近代的土地所有権は何時からあるのか弁護士にお聞きしますが、多分7割の方はお答えできないのではないのでしょうか。

面白いのは久留米市草野町矢作のため池と里山の所有権を争った事件で、庄屋の祖先が、豊臣秀吉が島津征伐をするとき島津側について攻め落とされた。領主の子孫がお姫様でその庄屋にお嫁入りした。江戸中期ですが、持参の財産としてため池と山林を持ってきた。だから庄屋の個人財産であると古文書がいっぱい出てきたのですね。

農民は1審で敗れ、高裁で敗れ、最高裁でも敗れました。最高裁までに何人の裁判官が関わったかといえ、判決をかいたのが、地裁3人、高裁3人、最高裁5人、計11人の裁判官が私に言わせれば日本の歴史をご存じない。歴史を知っていたらそんな馬鹿な認定ができるわけがない。

私、その後の明渡しを求められた訴訟で裁判官に強く申しました。「信じられない。少なくとも農村出身の方がいなかったのか、11人の裁判官の中に、農村出身の方がいたらそんな馬鹿な話があるわけがないとわかってもらえたでしょうが。」

私、裁判官には1番、良識が必要と思いますが、ため池は当然農業用水ですよ。ため池が個人の所有であれば他の農民の皆さん方はどうやって生活をしていくのですか。

たまたま渡邊洋三先生が久留米で講演がありまして後でその話をしたところ面白いと。

私、実は筑後大堰の方で意見書なり証人になって頂きましたのですが、筑後大堰は知らないがため池の話なら絶対にありえないと書いてあげてもいいよといわれた。

そういう判決が平気でされている。結局これは、所有権を使用権並みでしか考えていなかった。相手方もまさか勝つとは、思ってたのではないかと私は思っております。

最初の判決の時は所有権確認の判決でしたが、現実に利用しているのは農民ですから、後日改めて所有権に基づいて農民に対して明け渡し、水を利用するなという訴えがおこされました。

結局、最高裁で判決が確定していて、私にその時にそんな馬鹿な事はない。明確に日本の歴史上ありえないと、裁判官が「えーっと」とをおっしゃるので、地元久留米で一番の郷土史家を、私の顧問としてその指導の下、日本歴史上こんな馬鹿な事はないと懇切丁寧に説明いたしましたら、裁判官も納得され、相手方も分かったとは言わないがこれはいかんと感じたのか、結局通していただいた。しかしこういう判決が厳然と行われるというのが現実にあります。

一番の極めつけが民法709条不法行為を改正した国ですね。日本の民法典が成立したとき709条がどのように書かれていたか、「故意または過失によって他人の権利を侵害したもの」権利を侵害したるものは損害賠償しないといけない、今ですね法務省は文語文を口語に直したからです、中身は一切変わっていないと言っている。法制審議会で議論しないで勝手にやっている訳です。今民法709条はなんと書いているかと言いますと、「故意又は過失によって他人の権利をまでは全く一緒です。今度は、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したもの」となっております。法務省もこれは法律改正を行ったものではありません。前の条文と同じものと言っております。前の条文との違いはお判りでしょうか。

私どもは根本から間違っていると思います。権利侵害と法律で保護された利益というのは、別の概念でかなりの部分はダブるかもしれませんが、法律上明文の法律はないけれど権利として確立しているものもある。

権利というのは明文で認めてなくても権利として確立している。明文なんていらぬ。

今、自分たちで確立しているのは環境権です。それから一番有名なのは人格権です。

民法709条で我々が勝つ一番中心なのは人格権です。そんなもの法律上どこにも書いていません。人格権なんて言葉は。理屈で言えば法律上で保護された利益である事は確かに間違いない。もう少し言えば憲法上保護された権利だと思いますが、国が言っているのは明文がないと駄目ですという意味です。だから国は人格権を認めません。そんな権利はいまだにないと争っています。709条が決定的な国と私達の考え方の違いを示している。

非常に残念ながら最高裁は、この国の見解を支持します。漁業権はほんとは10年で切れるよと言われても、ある意味、形式的に言えばそうなのですから、私は悪乗りする裁判官が

でくると心配していたのですが、福岡高裁は簡単に悪乗りしました。

最高裁はさすがに乗れなかった。今までの農水省も実はあまりその主張をしなくなかった。当時の訟務局長が思いついて私にも自慢してきまして私は申し上げました。法律の権利の期間が10年だから10年で切れる。だれでも最初にそう思いますよ。条文を読んだ人が全部そう思いますよ。あなたが思いつく前にそこに書いてある。だけど今まで戦後何十年間国を含めだれ一人その主張をしてこなかった事実をあなたはどうか考えますか。あなたは最初に思い付いた人ではない。あなたが裁判で最初に主張する人になると申し上げました。主張して最高裁からお叱りを受ける。

今、国による法律の条文解釈と、政策判断を広範な裁量権という基準で判断されます。

当然としてその基礎となるデータを適当な裁量で集めてはいかんでしょ。科学的に厳密なデータではいけないじゃないですか、そこに裁量権が働くなんて言われてはやっとられんと、裁判所は死んだと盛んに叫んで回っている状態ですが、実は高良内の裁判の判決にも、裁量権という言葉が縦横無尽に活躍している。

国は道頓堀訴訟・三田用水事件で国が地租改正によって地券の交付を受けた人、国が所有者と見做した人が所有者。逆に言えば地券の交付を受けなかった土地は国の所有である。

こ国は誰が何と言おうと主張を絶対に変えません。三田用水事件の判決ではこれを否定したのですが、それでも変えません。今でも裁判になりますと漁業権でもわれわれが確立した権利ではないですか。農水省監修の漁業権の教科書には入会権類似の権利だと真っ先に書いてあります。入会権と決まっている。

すみません、官僚がいかにつまらんことをいうかももう一言かせてください。

水俣でおきている問題ですけど、魚が天草市対岸まで泳いでいくかという分かりやすい話で言いますと、対岸の天草には水俣病の患者はいないというのが国の主張です。現に絶対に認めてくれません。

私どもは居るに決まっているでしょ。例えば京都の魚市場でハモの水銀量が超えたという話題が時々新聞に載ることがあります。このハモは何処から来たものですかと聞くと天草ですよ。牛深港から来ました牛深のハモですよというのです。漁は同じ場所ですしていますよ。

田の浦の漁民が水俣湾内で漁をしてその魚で病気になったのですと私が言えば国の代理人が「エー」と言います。水俣湾内で田の浦の漁師が漁を出来るのですか漁業権を持たないのと言いました。私は入会なので皆で入会って漁をしている。有名な打瀬船、帆掛け船が田ノ浦の遥か上から出水沖まで下っていきます。

漁業権が自分の地先だけということだけではなく伝統的に漁は出来る。それが入会だからです。同じことで天草の漁民と入会って、なんで天草の漁民が水俣病にならないのですかと言えば、国は漁業権がないからに決まっているとおっしゃります。悪いけど魚は山の上まで登っていきます、漁師のかみさんたちがカンカンに入れて売りに行っていた。漁は同じ場所ですしていますから。鯛なんか回遊魚ですから牛深の目の前までいっています。

私いつも言うのですが、官僚の皆さんは自分が作文したら自然は自分の作文に従うと固く信じているふりをします。漁業権の範囲はここですよ。ここから先は天草の漁民の漁業権です、水俣の魚はこれを超えたらいかん、天草の中に入っちゃダメだと固く信じていなければ

ば、誰が考えてもおかしいと分かることを平然と言う。魚は泳いでいきますが漁は同じ場所で漁をしていますよと言っても、いや同じ場所で漁をするわけがないと言う。私どもが同じ場所で漁をするとしつこく言うのは、要するに今の裁判所が具体的な事実関係を本気でお聞きになろうとしない。

裁判所が話を聞かない、立証に対してこれ以上お話しをお聞きする必要がないと。

私は裁判所が話を聞かないで何をしますかと申し上げたのですが、今そういう事態が進行しているようだなどと非常に危機感を持っております。

権利概念を私ども固く今まで信じてきた、権利というのは自らの力で確立したものである。

だから国家権力の力で以ってしても奪うことが出来ないもの。それが権利というものと私は信じてまいりました。それを真っ向からいや国が作って与えたものとの考え方のしるぎあいです。

私どもは、事実を見ましょうよと。道三田用水訴訟で渡邊洋三先生の鑑定意見書のとおり事実はそうだよねと言っていたのを、その事実をもう見る必要はありませんとおっしゃられますと、裁判所をあてにするわけにいかんな、と

私も弁護士を数十年やってきてこういうことを言うのは残念ですが、こういう危機的状況にあると、これは権利概念が危ないということを申し上げたい。

3 高良内地区の概要

久留米市の高良内地区は地区の北側の全体の広大な土地が入会地で入会集落が 11 あります

まず一つの集落の大きさを決める要件は何ですか。どういう要件で集落の戸数が決まりますかと言う問題提起です。

ある意味、目からうろこだったのですが、私は生産力、食べ物の生産力というように普通考えるのではと言いましたら笑われました。人間は衣食住の食だけではなく、他にも要件はたくさんありますが、決定的な要因は、萱の量、里山の萱の量によって戸数は決まります。それを超えることはできません。生産力がどれだけあろうと、食べ物がどれほどあっても生きていけない。萱が何年使えるか、例えば葺き替えを富山の白川郷のように 15 年に一回葺き替えるとすると一戸の屋根を葺く必要量と里山で取れる萱の量、もちろん屋根ばかりに使うわけにはいかないですが、一軒の必要な量を 15 年で割った数が必要。葺き替えが出来なければここに家を建てるわけはいかないといわれました。なるほど里山というのはそういう事ですよと、初めて実感としてよくわかる気がしました。

だから、先ほどのため池が庄屋の財産だというのも勿論おかしいですが、里山も庄屋の個人財産と言われてはもう村人は生きていくことはできません。生きていく条件が一人の人間の手に委ねられることはありえない話です。普通の常識をもって普通の生活を思い浮かべる裁判官であればわかってもらえるとしつこく私は説明しました。どうやって生活しますかと。

もうひとつ、お湯一つガスに火をつけてなんて生活ではありませんよ。それこそ山に芝刈りにいって芝を取ってくる、そうしないとお湯ひとつも沸かせないのですよ。

株式会社が農業参入できるかということですが、だれが里山の維持管理をしてくれるのですか、株式会社が自分の力で水や溝の管理を丁寧に一つ一つしてくれるのですか。というように私は問題提起しました。

その集団で入会利用していましたが明治になって、久留米市が周辺の地区と合併します。この高良内地区の山林は、植林が進んでいて資産があったそうです。だから久留米市と合併したら取られてしまう。

周辺の数カ村が合併した。それぞれの昔の集落というのは合併した新しい自治会の中で同一体とはみなされないで済み、それぞれの入会集団が残っていた。

ところが高良内は単独の町だったのでそれで入会をやっている集落、入会集団と新しく出来た高良内自治会組織との区別がつかなかった。

だから同一視してきても何の不便もなかった、会計処理まで一緒にやってきたものだから、それで入会の団体というのが目に見えてこなかったと理解しています。

私が先ほど言った姫様の財産も矢作の集落でした。ここは本当に古い集落ですから厳密に区別していました。入って来る人はいなかったのですが、新しく入って自治会としての矢作集落の一員になる。それはいいのですが、水と山の管理、これはそれぞれ毎年お正月に水の方は水の神の座というのを開くそうです。もちろん農地を持たない人は入れる必要はないし関係ない。そこで水の神の座を開いて水引人という人を毎年選ぶ。その選ばれた人が1年間絶対の権限を持ってその人の指図には従います。変なことをしたら次の年は変えればいい極めて民主主義的です。地主と小作人の関係ありません。耕作している人全員が毎年決める。

ため池に春の彼岸の日に栓をして鯉を入れ、秋の彼岸の日に栓を抜いたあと養殖した魚をとる権利を入札していました。水を抜くときに魚をとり、子供達は飛び込んでその魚を奪ってくるという事でありました。山の神も同じく山の神の座といってこれは神社もありますが、神社の所有財産ではなく山の神の座の所有財産、極めて自治会と入会集団と現実に区別されていたことが判り易い。だから裁判が勝ちやすかった。

4 高良内財産区訴訟の概要の経過と論点

昭和63年12月久留米市は高良内町杉谷地区にゴミ埋立地建設の計画を立て、高良内財産区に協力を要請し、地元説明会などを開始した。しかし、地元住民の反対が強く、いったんは頓挫した。しかし、平成7年1月新市長が当選後ゴミ埋立地建設問題は本格化した。

杉谷地区はこの地区の入会地であった場所であり、地元住民は強く反発し、同年12月高良内財産区ゴミ埋立地建設反対の決議をした。

当初、久留米市は土地所有者である高良内財産区から用地買収を行う計画であったが、財産区議会の承認が得られる見込みがないと判断し、財産区議会の同意が不要な「交換」により取得する方向で検討を始めた。これは「久留米市高良内財産区有財産の管理処分に関する条例」の第3条に「区有財産は、本財産区、国または公共団体において公用または公共用に供する必要がある場合には、これを他の同一種類の財産と交換することができる」という規定があり、これにより市は他の土地と交換すれば杉谷地区の土地を財産区議会の同意を得ず取得できると考えた。

平成9年2月市の動きを察知した財産区議会は全員協議会を開き、土地の譲渡に反対の決議、本件土地と他の土地との交換に反対の決議、財産区の管理者である市長に対し不信任決議を行った。しかし、市は同年3月高良内財産区との間で本件土地と近隣の土地との交換の契約を行った。契約は高良内財産区の管理者の市長と市長から委任を受けた市の助役が市の代表として署名した。まさに市長は右の手から左の手に移した。この手法は、利益相反の最たるもので法的には乱暴かつ悪質な手法であった。

しかし、高良内の場合不幸だったのは自治体である財産区と入会集団との区別がしにくい。

入会集団というのは何ですか。どこにあるのですかと。どういう形ですか。と議論いたしましたけれども私共は相手が理解できるよう示すことができませんでした。

私共が理解できないという事になれば裁判所も理解できるわけがない。だから藤尾先生の文章の中で実は入会の話の方自分は面白かったと書いております。表の裁判は高良内の実態を理解してもらえず敗れることになりました。

久留米市がどうしても合併するという事で高良内地区住民としてはこの入会の山は自分たちの手元に残しておきたい。どういう法制度があるのか。ということで区長さんたちが相当勉強されて財産区という制度があり、財産区にしておけば久留米市でも勝手にできないという説明をした文書が残っています。それならいいかと財産区というものを作っても全部入会山は残っているということで財産区有として管理してきた。

裁判の中で、所有権を逆に言いますと見た目には財産区の所有権ですから入会権じゃない。入会権者の所有権ではないという訳ですよ。少なくとも見た目には財産区の所有権ですから入会権じゃないとなかなか裁判所がうんと言わない。

さっきの矢作の事件の方は明確な組織自体が区分されているのに対し高良内の方は不幸でありました。私たち入会として実態を明らかにしたいと努力いたしましたが結局裁判所を納得させることはできなかつた。

表の事件は財産区が持っている入会地を久留米市長が勝手にどうこう出来るのかという問いかけになります。

要するに久留米市はゴミ捨て場を造りたかった訳ですよ。ゴミ捨て場をどこに造るかという、これも非常に不幸な話だと思います。要するに嫌がられる施設は大変申し訳ないがある特定の地域に造られます。例えば火葬場、ゴミ捨て場など、遺憾ながらこの高良内地区は昔から人が嫌がる施設が造られてきた。なんでまた造るのかと、感情的な反発も起きた。

そこで私共が頑張るからと言って、その中で一体財産区的意思決定はだれがするのか、という根本的な話に私共と久留米市の主張が一審と高裁段階で非常にはっきりと出ているので読み比べてみてください。

私どもは財産区の住民の意思決定をするのは、制度上は財産区のトップ。市で言うと市長さんにあたる者がいません。財産区はいないので。そのトップで実際に仕事をする人は誰ですかという久留米市長が兼任します。だから久留米市長が財産区のトップです。意思決定はというと私どもは財産区委員会を作っているので財産区議会がすると思っています。

これは法律上しっかり決められたものではありませんが、町内七つの自治会長で運営委員会というのを作っていてこれが実質的な意思決定機関です。

をするとき財産区議会の決議がある。市の財政も同じで、市の財産を処分するときは市議会の決議が必要です。

ところが久留米市は裏技を使いまして高良内の財産区条例、交換の場合には決議はいらないという条例を作りました。不利益をもたらすものではないからと、もちろん価格差が6分の1を超えたらだめですが、6分の1の価格差ならいいですよという条例を作りました。私どもはこの条例は久留米市が作って上から持ってきた条例ではないか。財産区の自分たちが作った条例ではないのに従わなければいけないのかと大部言ってきました。

なぜ交換という手法になったかという、最初久留米市は札束でひっぱたけば売ってくれると思った。ところが頑固反対。当時の状況はそれこそ高良内全体で反対。

ところが唯一の例外が一集団あった。自衛隊です。選挙民が結構な数いらっしゃるものですからとにかく困ってしまう。自衛隊を除いてほぼ全員一致で反対。署名運動もしましたし、各地区で何回も集会を開いたのははっきりしています。問題は反対という意思表示をしたのですが、議決が、財産区議会の議決事項によって譲渡であれば議決が必要だから反対と言える。ところが交換は議決がいらないという条例になっていますので交換という事を思いついたわけです。市町村もそうですが全員で開く正式の全員議会のほかに全員で開かない議事もある。そちらの方が重大なのですが、全員協議会という形で意思統一を図る訳です。取引がある場合そこで協議を行うわけです。その全員一致で交換も反対と四回決議しました。だから財産区議会は絶対反対だという意思表示は十分にしている。それでも久留米市長という事を聞いてくれない。私どもは全員協議会で不信任決議、財産区の管理者としての市長を認めないと不信任、解任してくれ。これは法律的に効力はありませんが、住民の意思を表明する意味でこれを何回も行いましたが裁判所は法律上の要件ではないと軽くけられてしまいました。以上がおもての部分ですが、どうしようもない。

次に交換する契約は誰がするのですかと、久留米市長が久留米市の財産を財産区の代表者である市長に渡します。財産区の市長が久留米市長に財産区財産を渡す契約を結んだ。これも典型的な双方代理だ。利益が相反するもの同士お互いを代理することはできない。

法律のイロハです。そんなことをしてはいけないと誰が考えてもできないに決まっている。おかしいのではないかとさえいえばそれに対し法律上、制度上そうなっているのでおかしくないというので、財産区の方は久留米市長では嫌だと散々表明してきた。

財産区の代表を選任する制度の方法は色々ある。こういう制度があるのだからこれをしっかり活かして、財産区側の代表者を違う人にしろと提案したが久留米市は必要ないと。

どうしたかと言えば、法律上財産区の代表は久留米市長でなければならないので財産区の代表を変えるわけにはいかない。久留米市を代表して署名するものを久留米市は助役を指名しました。我々、助役は傀儡で市長と同一人物でしょと。そのような人を立てたから違うと言える訳がないと私共が裁判所に一生懸命伝えてきたことです。

最高裁の決定は5人の裁判官で3対2で敗訴した。私どもこれを見たとき悔しがりました。1票差まで行っていることは知らなかった。判っていればもう少しつこく言っておけばと。

3対2で敗れ非常に残念でしたが、今までのものは法律上の議論でして正直申し上げまして本当の勝負はそこではないと思っております。

やはり入会の実態がしっかり確立しているということを残念ながら主張できなかった。これが敗因で極めた残念です。

一つだけあえて申し上げますとこれは所有権、共同入会は別ですが、所有者がいる入会地があって入会権が絡んでいる。これは所有権ですよ。入会地にいったん確立した所有権が消えることはないですよ。今、あるかないかというよりかつてあり、所有権としての実態があった。そうであればそれを奪うことはできない。という議論はあったと思います。

かつてそこで所有権は確立しているという理屈はあるのではないかと思います。今はないが過去に入会の実態が別にある、別の組織があったと言えれば所有権は確立していると言えるのではないかと思います。

(司会佐藤) ありがとうございます。質問をお受けしたいと思います。

(牧) 沖縄大学の牧と申します。

先生の勝つまで戦うという中で本論から外れますが、善良な弁護士は悪徳弁護士であるという本を面白く読ませていただいたのですが私が今支援者として関わっている馬毛島の問題ですが、悪徳な裁判官にだけ目がいて、悪徳な弁護士には目がいてなかったのですよね。どういう人が悪徳な弁護士かといいますと、準備書面を書かせたら我妻さんの文献を丸写してくるしこれが通説だと聞かない。私は、川島、渡辺、黒木、中尾先生の説を重点的に勉強したので我妻さんの説は通説でも何でもないと聞いても聞かない。私の法律の勉強が足りないという人もいます。

(江淵) 弁護士がなぜ聞かないのかわかりますか。司法試験の勉強をするとき我妻さんの本しか読んでいないからです。

(馬奈木) 今は違います。今は最高裁の判決しか読んでいません。

(牧) 最高裁の56年の判決など、なぜ悪質かという入会集団の性格について権利能力なき社団だと言ってきかない。

実在的総合的人ということを経験したことがあるかと聞いたら、今度は逆に裁判に勝てばいい、学説を作っているわけではない、負けたらどうしようもないという理屈が返ってくる。

私はそういうのが悪質な弁護士だと思っています。江淵先生は我妻さんの教科書を見て35・6歳の弁護士がそういう言い方をします。これは先輩弁護士からの悪影響ではないかと思っています。

(馬奈木) この話、若い方、特に法科大学院生は最高裁の判決しか勉強しない。例えば最高裁の判例というか国は悪いことをしないというのを裁判官以下全員信じています。

それは国家無答責という言葉を使います。国家無答責というのは責任を問われない。

私どもは、国家無答責という言葉は法律上の概念から言いますと、絶対主義封建的時代の考え方だと。それを今この社会でそんな馬鹿なことと言えば、いいえ最高裁はそういっています。と答えられます。だから私どもは行政訴訟をしません。民事訴訟で十分です。そもそもの考え方があります。

最高裁判例を教えるとき例えば、水俣病や今のじん肺で国が悪いことしたから、じん肺患者がどこの会社に勤めているのが、国が責任を負えという判決。実は私共弁護団が筑豊じん肺事件で初めて勝ったといわれていますが、最高裁判決で責任原因が認められた年が1960

年です。

一方、水俣病で、国の責任を初めて認めた最高裁判決の年も1960年です。私は授業においてこの二つをみたら抽象的、法論理的に同じようなことが書いてあるので普通に勉強し、先生が普通に教えれば同じ判決になるでしょう。

私は、なぜ両方の判決が1960年。同じ年になっていると思いますか。それはなんでなんですかと、なぜ勝ったのか、もちろん責任が認められた法律論があるのですが、この法律論は今まで認められなかった。認めてこなかった。国が悪いことしないと簡単に負けていた。それがなぜ勝てるようになったのか、筑豊じん肺で我々がなぜ勝ったのかをぜひ判決を見ていただきたい。

まず判決はそのときのスクラップアンドビルド、石炭をつぶして石油化へ移行する国の産業政策を克明に先ず認定している。

それから法律論に入りました。

これは我々がしつこく突きたからです。それで最高裁はその事実を認めざるを得なかった。責任の前提として。

だから国に責任があるのですよと、そこで我々が勝ちます。1960年というのは、ご承知かと思いますが石油コンビナートが動き出した年です。ついでに言いますとこの人間にとっては三池争議です。炭鉱を潰す合理化の一番の象徴でした。

水俣病の最高裁の判決にはその産業政策がごっそり落ち、法論理だけしか認定していません。それでも1960年として、我々が勝っている。国の産業政策、石油化が水俣病の原因である。という判決を我々熊本で2つとっていますから、それが実績に影響している。

こういった授業を先生がきちんとするかどうか、私はしてないと思います。

私は非常に残念で、法科大学院はそのためにつくったと思っていたのですが、ところが残念ながらそうではなく、予備校として司法試験にたくさん通った大学を優先する。

久留米は御取潰しになりましたから。今この世の中に御取潰しがあるのがびっくりですが、鹿児島大学も、熊本大学も全部御取潰しです。

一番のポイントは、法律の議論は、私は理屈はいらないと言っている。逆にいうと理屈は言わない方がいい。事実で勝負。具体的事実を言えば裁判官はないとは言えない。具体的事実を突きつければ勝てるのです。だから理屈はいらないと思います。

具体的事実はこうしかならないでしょうという事実をどれだけ積み上げることが出来るか。私がしつこく繰り返し言いたいのは、残念ながら高良内ではこれが出来ませんでした。我々は失敗した。

だから藤尾弁護士はそっちの方がやりたかったなど、彼も残念がっていた。

他にも今原発も同じ議論です。原発で住民側がなぜ連戦連敗するかというと理屈を言うからです。法理論をいうと負けるに決まっている。向こうは御用学者をいくらでも揃えられる。

樋口裁判官という福井で我々住民側を勝たせた裁判官が講演されまして、私と同じ事実で勝負、理屈ではなく、その事実だと危ないに決まっているでしょ

地震の数値で示されて我々笑ったのですが、宅建業界一番強いコマーシャルで原発の耐震は10分の1くらいしかないという数字が出ている。こういう議論を仕掛けた方がよい。

難しい議論をしたら負ける。法律論出して来たらごまかし方までわかっている。

裁判官に法律論を仕掛けて勝てるわけがない。負けさせようと決まっている。

私達入会はまさに生活そのものだと思います。だから若い人には事実を見て、そして事実を見るよう、現場を見るように言ってください。刑事さんでも現場 100 回でしょ。松本潤さんがやった無罪事件の弁護士の話ですが、徹底して事実です。理屈で勝つという事はしません。事実を徹底していて、やっぱりそうだよねと納得させる。

(司会佐藤) 他に質問はありますか。

(江淵) 確かに入会の発生は、事実で言うとも間違いありませんが、法解釈上の位置づけは正しくやるべきだと私は思います。先ほど牧さんが指摘されたミスター民法学の我妻博士の入会権の概念は、農民が山に立ち入って草刈りや薪取りする権利だと言っています。これの中心が内田貴であります。だいぶ前に退職されました。馬奈木先生今、司法試験の受験生で一番使っている教科書は、内田民法です。内田民法の入会権の説明については草取り、薪取りの権利だと書いた最後に、現代日本においての重要性はないと言い切っております。この男が確か民法改正に携わっておりますね。行政もそのような考え方であります。真実は入会権の規定は所有権の中に入っています。したがって入会権の全てではないですが、入会権は所有権として位置づけられています。その所有権に入っている共有も一緒です。それが民法学者や、行政担当者にまるっきりわかっていない。それが今まだに続いて私の恩師中尾英俊先生は、それを壊すことに生涯をかけられましたが壁に卵を投げている状態でした。

私も高良内財産区について論文を書いております問題点ですが、先ほど入会集団が明確ではなかったというような説明をされました。その原因の一つは入会権世帯数が 500 近くありますね。

通常入会権世帯数 100 世帯くらいですよ。そうでないと共同体的な意思疎通など難しい面があるのではないかと、地区の入会権の世帯数が大きかったということとともに調査していく過程である推測をいたしました。

初めから高良内村の職員の誤解があったのです。かつて村持ちの共有財産ですよ。これは私有財産です

かつての村持ち財産は明治 22 年町村制施行によって高良内村が成立したときに公有財産に編入されたと誤解していたのではないのでしょうか。

(馬奈木) その誤解がある意味成り立ったのは、さっきも強調しましたように入会集団と自治体の関係で以前から自衛隊がいたわけではなく、新興住宅街があったわけでもありません。数カ村が合併していればわが村、集落は新しくできた自治体とは違う自治体だというのはわかりやすいのですが、そこを同一視して高良内の自治体の所有でもいいやと幹部の皆さんも考えていた節があります。

江淵先生へ質問ですが、共有というのは必ずしも正確ではなく我々は総有という概念をしておりますから、民法で言う共有ではないよと言うのを今の若い裁判官に叩き込まなければならぬ。

(江淵) 総有については、我妻さんの上の世代の中田薫がでたらめなこと言い始めたのですよ。日本における総有というのは特殊な共有なのですよね。

慣習に支配される、慣習に一時的に支配される特殊な共有。それを総有という。川島武宜先生はそう理解していた。

にもかかわらず中田薫先生はゲルマンからもってきた。日本の入会的な共有とドイツにおける村落と全然違いますよ。にも拘わらず、中田薫先生は日本に持ち込んでそれを我妻さんが受け継いだ。もう一人名前上げますと京都大学の石田文次郎が土地総有権法という本を書いた。それは中田薫先生の説の焼き直しだった。それを我妻栄が非常に高く評価した。

そのために石田文次郎は総有の大家と評価されたのです。

(馬奈木) 私の意見は理屈の問題ではなく、だから実態がどうなのか、法律上共有という言葉で表せるかではなく具体的にここで行われている総有の形態、もう少し言いますと利用の形態の具体的事実の積み重ね一般に言う共有じゃありませんよ。私の理解はですね共有は分有です。所有権があった3人いたら持ち分があります。

例えば、このひとは4分の1、この人は4分の2という持ち分です。そうではなくて入会権で言えば、例えばこの土地全部に500人なら500人が所有権を持っている。だから全員の同意がいりますというのが考え方の基本。基本の違いがそこで中田先生のお話がどうなるかわかりませんが、われわれが裁判をやるときは、

(江淵) 先生が今説明された総有は中田先生がドイツゲルマン法から持ってきた総有に他なりません。総有については持ち分があります。

(馬奈木) それは後から分けるときにつけた持ち分ではないですか、最初の出発点はなかったと思います。

(江淵) 違います。最初の出発点から持ち分あります。

(牧) 馬毛島では浦の株を各個人が持っている。浦の株というのは総有における持ち分だと。では民法上における共有と総有はどう違うかは総有の持ち分自体には共同的な規制がされている持ち分だと私は認識しています。

(江淵) 沖縄の入会の一環に萱持と言って萱を採取する権利であり、この量によって各人の権利、株の権利が決まるのです。初めから持ち分なので持ち分は存在します。

(馬奈木) 実証的存在が江淵先生の言う事実が全国的にあれば私もハイといいます。私も実態が正しいと思っているので。

(古積) 江淵先生と考えが一致することもあるのですが、中田薫博士の学説と必ずしも同じように考えていないところもある。中田先生はゲバーレの理屈というのを持ち込んだこれは間違いなかったと思っております。他の議論なんか参考にされているのですが、総有という概念も共有財産があるという説明はしていた。

持ち分の意味が、問題になってくるのですが、もともとは、総有という個人的な権利というのは存在する。但し、それは全体の集団の中でコントロールされているので通常の共有の中で独立性があるものとは違うと説明がされていたと思います。中田先生の研究はそのことはなにも書いてなかったと思いますが、ある程度同じ内容が書かれていたと思います。

石田文次郎先生あたりになると後退してきて先ほどの権利能力なき社団の話が出てきて段々変わっていった。

我妻先生が教科書に総有の持ち分はないというのが私の理解でして、実質に考えられている内容というのは先生と江淵先生

(江淵) 馬奈木先生が私に向けた批判を恩師からも受けました。江口君なぜそんな理屈を口にしなければいけないのか、入会権者各人には持ち分がある、その事実で十分だろ。といわれました。そ実証されれば私もはいと裁判官たちもはいといいますよ。私にはこの計算が実証された計算。

そうした中で私たちが対象としている旧入会の権利がどのようなになるか整理しておかなければいけない時代。各地の現状について情報共有しながら勉強していきたい。源というのはゲバーレに教えられたと私は理解しております。

第2報告 八女市における認可地縁団体化した森林の実態

田中志穂(九州大学大学院生物資源環境科学府修士課程2年)

藤原敬大・佐藤宣子(九州大学大学院農学研究院)

1. はじめに

入会林野の認可地縁団体有化の経緯と条件について報告させていただきます。

福岡県久留米から車で40分程度と近い八女市の旧黒木町を事例に旧入会林野の認可地縁団体化の実態を発表します。

認可地縁団体というのは自治会や町内会が所有する土地などを登記するために市町村長の認可によって法人格を付与された団体となります。

2. 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

全国的に、生産森林組合の入会認可地縁団体化の事例が注目されています。地縁団体は収益事業を除いて法人住民税の減免措置が受けられるとのメリットから動いているとの報告があります(山下、2017)。財産区より認可地縁団体のほうが市町村の干渉がより少ないということで地縁団体化へ移っているとの報告がありますが、事例として研究はみられません。入会集団というのは色々な形態があると思うのですが、ここでは、入会集団を組織化した生産森林組合、財産区、認可地縁団体について違いをみていきたいと思います(スライド1)。生産森林組合というのは構成員が一定の地域に居住する個人で組合に出資する個人が構成員になる事が出来、財産区、認可地縁団体とは異なります。収益の使途も財産区、認可地縁団体とも地域の為に使わなければならないが、組合員の社会的、経済的地位向上のために使うのであれば制限はありません。

各入会集団の比較

表-1. 生産森林組合と財産区と認可地縁団体の比較

	生産森林組合	財産区	認可地縁団体
構成員	一定の地域に居住する個人 or組合に出資する個人	一定の地域に居住する個人	
収益の 分配・使途	個人配分	地域の共益費	
行政の関与	国・都道府県による助言・ 指導	知事による 監査・監督	特になし
課税	法人住民税 課税	非課税	法人住民税は 収益事業を除き非課税

(山下, 2011) を基に作成

スライド1 入会集団組織の比較表(生産森林組合、財産区、認可地縁団体)

行政の関与についてですが、生産森林組合が国、都道府県による助言や指導、財産区は知事による監査・関与がされて、認可地縁団体は特にはありません。税金に関しては、財産区

は非課税になり、生産森林組合は法人税と法人住民税が課税されますが、認可地縁団体は収益事業がない場合は非課税になります。

1991年に認可地縁団体制度が創設されて以降認可地縁団体というものが全国的に増加しています（スライド2）。

背景

- 1991年に認可地縁団体制度が創設されて以降、認可地縁団体数は増加している。

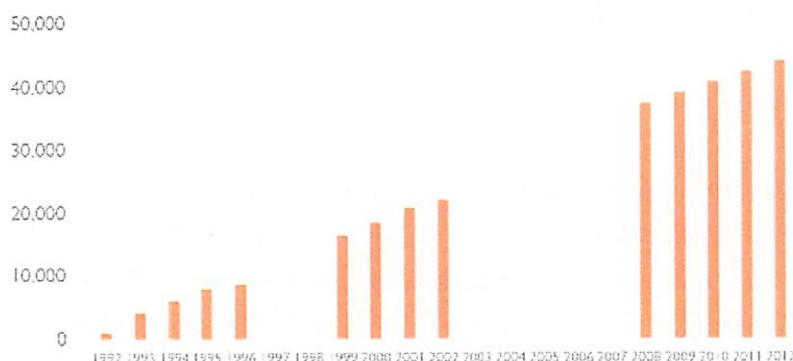


図-1. 年度別認可地縁団体総数

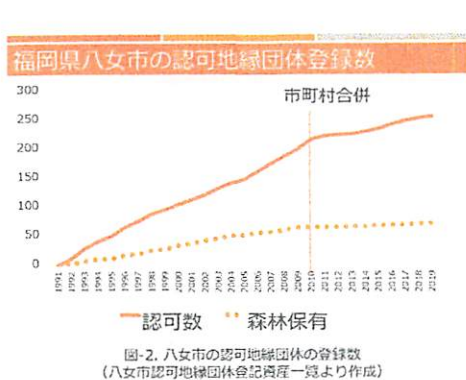
総務省（1992、1996、2002、2013）「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」より作成
※1997、1998、2003-2007年度はデータなし

スライド2 年度別認可地縁団体総数の推移

（2）調査地の概要と位置づけ

本報告では、福岡県八女市の認可地縁化について紹介します。スライド3は団体数の推移を示しています。全国と同じように増加しています。2010年に平成の大合併が八女市で行われたのですが、それ以降も増加しています。点線の部分は認可地縁団体のうち山林を保有する団体数を示しており、今でも少しずつ増加しています。

八女市の概要は、スライド4に示しているように、お茶で有名ですが、仏壇とか和紙などの伝統工芸品も有名な地です。スライド下部には平成の町村合併の前の市町村を示しています。八女市、上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村になります。広域の合併をしたことにより、福岡県一の広大な森林面積を持っており、戦後では八女林業地は電柱を盛んに生産していた所でした。中心地となっていたのが、旧黒木町、旧矢部村、旧星野村の山村部になります。



スライド3 八女市における認可地縁団体数の推移
スライド4 調査地の概要

八女市の全体の認可地縁団体の登録の増加数ですがこちらが、スライド5は合併前の市町村別の認可地縁団体の登録数になります。点線は認可地縁団体数の内森林を保有している団体数です。認可地縁団体の制度が創設されてすぐに増加した所もありますが、特に、旧黒木町では、市町村合併前後で増加しています。同市は、2007年に第1回の市町村合併協議会が開催され、2012年に市町村合併をおこなっており、市町村合併を契機に認可地縁団体が増加したことが予想されます。旧矢部村と旧星野村では森林を保有する認可地縁団体は少ないですが、他旧市町村、特に旧黒木町では79のうち31団体が保有しています。

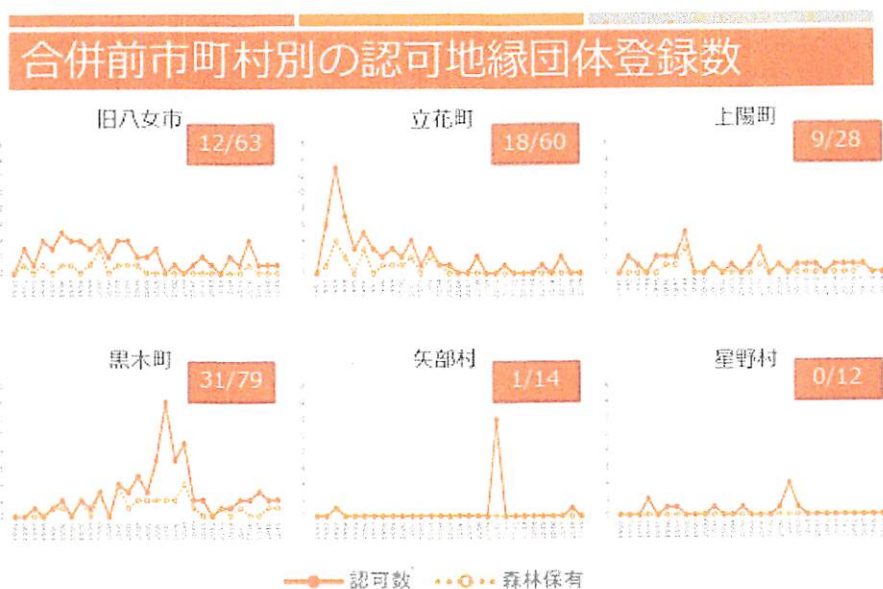


図-4. 合併前市町村の認可地縁団体登録時期
(八女市認可地縁団体登記資産一覧より作成)

スライド5 旧市町村別の認可地縁団体登録数の推移

しかし、八女市の認可地縁団体の担当者に確認したところ、団体が保有する山林の以前の

所有形態に関して、市の担当者は把握しておりませんでした。どのような入会集団が認可地縁団体有化したかというのは不明のままです。生産森林組合から認可地縁団体化したものはないとのこと。認可地縁団体の中で林業活動を行っている市が把握している2団体は旧黒木町内にあり旧財産区有林を保有しているとのことでした。

(3) 本研究の目的と方法

前おきが長くなりましたが、財産区有林を認可地縁団体化した理由として、市町村の干渉が少ないこと、事務面の簡便さと税金面の考慮というのが条件になるだろうという指摘もあります(泉ら、2011、中川、1998)。財産区有林から私有有林化するというのは多いのですが、認可地縁団体有林化する事例は少ないこともあり、本研究では財産区有林を認可地縁団体有化した経緯と条件について考察することを目的としました。

研究方法は対面による聞き取り調査とし、対象者は八女市の現・旧の認可地縁団体の担当者、財産区の担当者の職員です。その後、認可地縁団体化を選択した2団体の代表者を対象に聞き取り調査を実施しました。結果として、八女市と合併した町村で財産区があったのは旧黒木町のみでした。

3. 調査結果

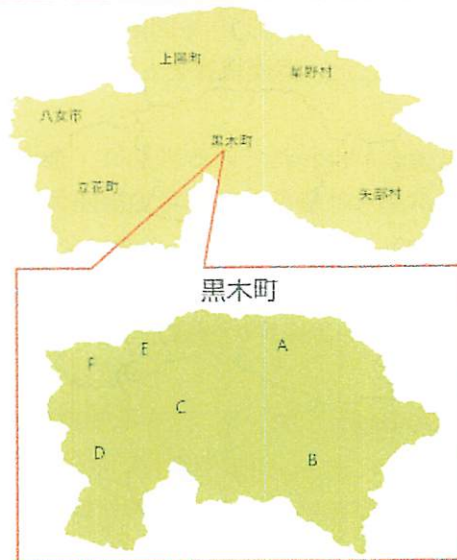
(1) 旧黒木町および財産区の概要

旧黒木町は、約1万人の人口で世帯数3877世帯、森林率が67%、林業が盛んですが、小規模所有を中心とした農民林業型構造であり(岡森、1990)、林家の自伐による間伐が行われてきました。

地図のA～Fの6地区は昭和の大合併前の地区でそれぞれに財産区がありました(スライド6)。その財産区は昭和の大合併によって設立された新財産区になります。6つの財産区のうち5つは山林経営が目的で設立され、1つ(地図のF)は公園管理の財産区です。旧黒木町は、各財産区に町職員を一人ずつ配置して、事務等の支援をしていました。予算・決算事業計画は財産区議会の承認と市町村の承認が必要となります。

黒木町の概要

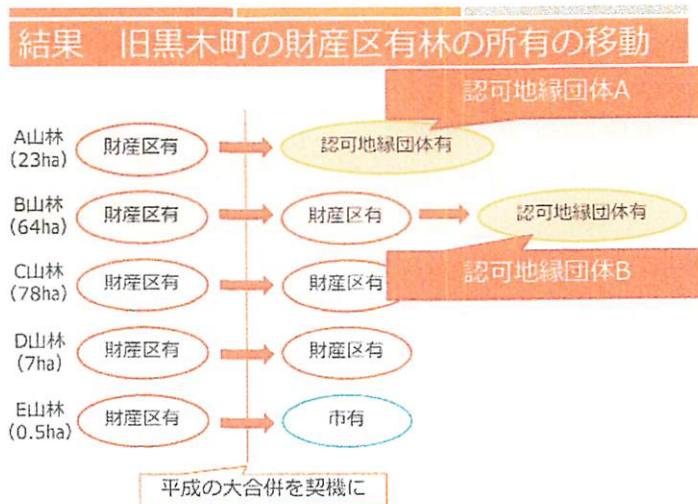
- 人口：10,266人
- 世帯数：3,877世帯
- 土地面積：135.5km²
- 森林面積：9120.74ha
(森林率67%)
- 小規模所有を中心にした
農民林業型構造
- 林家の自伐による間伐の
多い町（岡森、1990）



スライド6 旧黒木朝の概要と財産区域（昭和合併前の旧町村）

(2) 旧黒木町の財産区有林の所有移動と地縁団体化の事例

スライド7に5つの山林を所有する財産区有林の所有の移動について示しています。Aは平穏の大合併を契機に認可地縁団体化し、Bは合併後に認可地縁団体化しています。CとDは財産区有のまま新八女市の下で運営されています。面積が0.5haと小規模なEは市有林へと動きましました。



スライド7 旧黒木町の財産区有林の所有権移動

(3) A財産区の地縁団体化の事例

A財産区は平成の大合併を契機に認可地縁団体有林へと組織変更を行いました。

聞き取り調査を実施した認可地縁団体の会長さんは、以前八女市職員（元黒木町職員）であり、A財産区が解散するまでの約10年間財産区の担当職員という事もあって解散当時の事についても詳しい人でした。基礎情報としては住民全員が322人、森林面積は23ha、主な樹種は杉です。

市町村合併の協議会が行われている当初は、全部の財産区有林をそのまま市に引き継ぐという予定でしたが黒木町職員から認可地縁団体という選択肢が提案されました。財産区の場合は決算・予算等は市議会の承認が必要になりますが、そういう事は自分達で決定出来る認可地縁団体化して管理して行く道を選びました。この決定は財産区役員のみでの判断で決定し、登記費用は当時の黒木町の無償払い下げという形をとり、地元負担はなかったとの事です。

森林の管理は、認可地縁団体の中に区有林管理委員会というのを設け、委員長はじめ他に6名の委員で実施しています。作業内容は、主に森林組合に委託しており、区有林管理委員をはじめ委員6名が境界確認や林道の草刈り等を行っている状態です。森林組合に作業委託しているため、収益はほぼありません。毎年20万円程度支出が発生しており2009年度に1800万円程度あった留保金が今では1500万円程度と減少しています。そういうこともあり役員報酬を減額しようと今考慮しているとのことでした。

(4) B財産区の地縁団体化の事例

B認可地縁団体に関するインタビューは、会長と認可地縁団体へと手続き協力してくれた八女市議会、今は認可地縁団体のアドバイザー役をしている方と8名の財産管理委員と2名の山林の巡回役の管理員2名から話を伺いました。

団体構成の世帯数は423、森林面積は64haで杉が主な樹種になります。森林管理組織ではまず区有林の管理をする人8名と4名が加わり区有林の森林員12名がいます。山林の巡回役として管理人が2人います。

この財産区から認可地縁団体への再編についてですが、まず昭和の大合併時の経緯からの経緯がありました。昭和の大合併の前はB村として存在していたが、昭和の合併時、当初は黒木町と合併するのではなく八女村と合併する予定でした。それが頓挫してしまったため、他の地区より遅れて黒木町と合併しました。そのため、当時山林を約130ha持っていたのですが、そのうちの半分を黒木町の町有林にすることで合併させてもらったという経緯があります。

その昭和合併時に財産区が設置され財産区有林となりました。平成の大合併の時に山林ではなく交番敷地等の土地などを登記するために認可地縁団体が設立されていました。しかし、山林は財産区として運営していましたが、しかし去年(2018年)に財産区は解散して認可地縁団体有林へと移行しました。そのため、平成の大合併後もしばらくB財産区有として残っていました。

B地区は合併前に住民アンケートを行い、その時に7割程度財産区を維持しようという結果が得られたため残ったそうです。しかしこのアンケートの内容は財産区維持へ誘導するような内容ではなかったかと言う人もいました。当時の財産区管理委員会は財産区管理

維持の意思が強かったのではないかと思います。

財産区として残った結果、新八女市では旧黒木町以外は財産区が設立されていなかったこともあり、財産区に対する理解がありませんでした。旧市町村合併協議会において新八女市で財産区の処分が出来るのか、財産区を新八女市で引き受ける必要があるのか、財産区が解散したあと事務が発生しないのか等質問がありました。また、合併後の八女市の市議会の定例会でも財産区の会計は、監査の対象になるのか財産区の解散の話は出ていないのか市が解散させられるのかという質問を出ています（八女市議会、2015）。この内容からも財産区に対する理解がなかったのではないかと思います。

このようなこともあり町村合併4年後に認可地縁団体に無償払い下げの要望書を提出後、県や市長との調整等があり、要望書を提出して4年後ようやく承認され、財産区の財産が認可地縁団体へと変更することができました。登記費用は施設があったため、分筆費用が40万円程度必要でしたが財産区時代の資金から支出されたとのことでした。

構成員との話し合いでは、認可地縁団体には法人税がかからないが、収益事業で収益があれば課税される、土地については保安林であれば固定資産税は非課税と税の面でクリアできる結果得たとのことでした。また、地元の監査の能力の向上は監査役を2名から4名に増員したことでクリアした。

森林作業内容は区有林の管理委員と管理人、巡回する管理人主に60代～70代が下刈りと間伐を行っており、台風の後には山の管理人が巡回を行っています。収支状況ですが、当時の6財産区の中でも最も資金が多かったという事もあり、毎年50万円程度地域振興費として地域に補助を出していました。今年から無くなったそうですが財産区の費用を認可地縁団体から別途出していたこともあった。

（5）認可地縁団体AとBの比較

以上の2つの認可地縁団体を比較してまとめたのがスライド8です。

Bは山林の登記時期が違うという事もあり、合併後に財産区から認可地縁団体から移行したたが、Aと一緒に移行しておけば、手続きがもっと簡単に出来たのではないかと悔やんでいました。

森林の作業という面では、Aは森林組合に委託しており、Bは委員会の役員が主に行っています。収支状況としては、Aは毎年20万のマイナスですが、Bの収益は赤字にはなっていないとのことでした。

まとめ1 認可地縁団体AとBの比較

表-2. 認可地縁団体Aと認可地縁団体Bの比較

	認可地縁団体A	認可地縁団体B
団体設立年	2009年 (合併の前年)	2009年 (合併の前年)
山林の登記時期	2009年	2018年
構成員	住民全員	住民全員
作業主体	森林組合	委員会の役員
山林会計	特別会計	特別会計
収支	毎年-20万	毎年収益あり
地域への補助	今年1万円程度	今年50万円

スライド8 調査地縁団体のまとめ

Aの地域への補助は今年1万円程度でBは50万円程度になります。

Aが地縁団体へ移行したのは、旧黒木町の職員からの提案も大きかったが、赤字の状態でありながらも地元で使いやすくしたかったのが大きな理由です。他に森林の作業は森林組合に委託しており山林の管理義務という意識は高いといえます。Aの移行条件としては払い下げで登記費用が要らなかったということも大きかったのではないかと思います。

Bの移行理由としては新しい八女市の財産区への理解がないということと地区住民の所有財産意識の向上が挙げられます。実際財産区有から認可地縁団体有へ移ったことにより、間伐作業の回数が増える等住民の財産という意識が芽生えたという声が聞かれました。

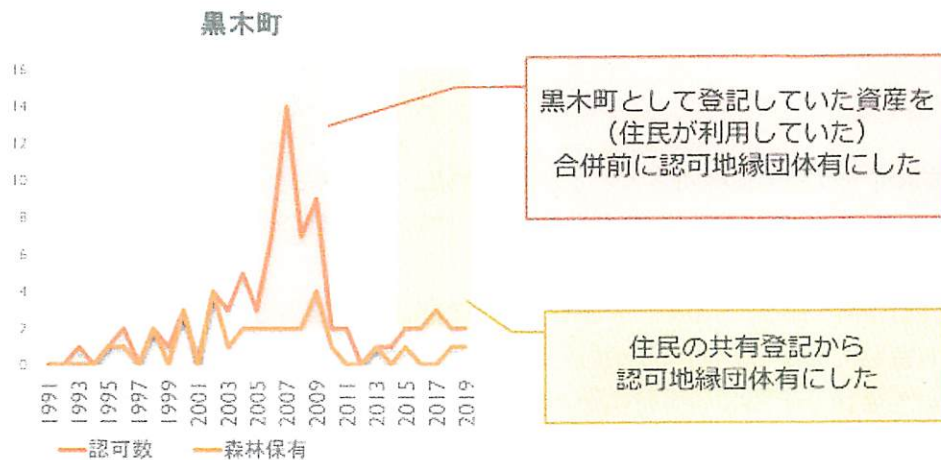
Bの移行条件としては税制面と地元住民の監査能力というのが問題として挙げられていました。

4. 今後の課題

今後の研究課題としては市町村合併の前に増加した森林を保有する団体を市が把握していたのは財産区のみだったので他の認可地縁団体について調査の必要があります。

生産森林組合でも財産区でもない認可地縁団体が保有する森林が現在八女市で50地区以上あります。これらが旧入会集団からの再編かどうか、地方自治体が全く把握していないので、把握の方法から検討が必要だと思われます。

財産区有林以外の認可地縁団体有化



スライド9 旧黒木町の認可地縁団体数と

スライド9のグラフは旧黒木町の認可地縁団体設立数の推移を示しています。八女市と合併する前に、住民が利用する様々な土地を集落で権利を登記できなかった部分を黒木町として登記していました。その資産を合併前に黒木町が整理したもので、認可地縁団体という方法があるので登記しませんかと住民側に返したことにより合併前に増えたのではないかと思います。

旧黒木町で今でも認可地縁団体化の動きが続いていますが、これは住民の共有登記から相続登記の手間と認可地縁団体への登記の手間を考えると認可地縁団体にした方が良いという判断で設立が続いているのではないかと思います。実際、黒木町での聞き取り調査によると、自分の行政区は認可地縁団体になっているとのことでした。旧黒木町は6つの地区がありますが、連鎖的に認可地縁団体有化と動いたという経緯があったとのことで、周辺環境の変化に影響されているのではないかと思います。

引用・参考文献、資料

- ・山下詠子 (2017), 入会林野研究の成果と今後の展望, 林業経済 70(9), 1-21
- ・泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子 (2011), コモンズと地方自治～財産区の過去・現在・未来～, 日本林業調査会
- ・総務省 (1992, 1996, 2002, 2013), 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果
- ・中川恒治 (1998), 入会林野の解体過程に関する研究, 信州大学農学部演習林報告 (34), 1-116

・岡森昭則(1990), 八女林業地域における林業生産構造の変貌と課題, 林業経済研究(118), 24-34

・八女市議会(2015), 第4回(9月)定例会議事録

・1市2町2村合併協議会(2008), 第4回八女地区1市2町2村合併協議会会議録

・八女市ホームページ<http://www.city.yame.fukuoka.jp/index.html>

(2019/11/22 アクセス)

質疑応答

(司会佐藤) 黒木町では認可地縁団体という、森林政策としてはこれまで位置付けられていないものの、結果的にそういう選択をしている入会、旧入会地が多いという事例を紹介していただきました。質問をお受けします。

(川原) 元福岡市役所の職員で川原と申します。この団体の監事もしております。お話をお聞きしまして懐かしいというか思い出すことも多かったのですが、この団体の前身である西日本入会林野研究会が活発に動いているときに各県においても入会林野整備をして生産森林組合をどんどんつくっているという時代でした。研究会のなかで生産森林組合を作ってもちっぽけな所では収入もない、法人税も払えない、と言う課題が常に協議されてきたが、今は見込みのない所が地縁団体有化している例が多い。

(江淵) スライド1の各入会集団の比較ですが、生産森林組合・財産区・認可地縁団体の内、生産森林組合の場合には入会林野近代化法適用の上で、入会権を解消し入会集団を組織したケースが多い。そうすると、この生産森林組合の背後に入会集団があるということは言えない。法解釈上。しかし、この生産森林組合は実態としては、入会集団なのです。法社会学という分野ではこれをどう理解するかが課題になるが、法解釈の上で一応入会林野近代化法の適用で入会権を解消したという建前、形式になっていますので、各組織の比較に変えたらと思う。

それから、生産森林組合、財産区、認可地縁団体の構成員は一定の地域に居住する個人、生産森林組合の場合それに加えて出資する個人となっている。

認可地縁団体の場合、地方自治法の中の規定で個人の概念というはまさしく一人一人の人間です。これに対して生産森林組合の場合には世帯主であることが多い。その為に入会集団の場合には、構成員というのは世帯と言い切っている。慣習に従いますからね。

ここでいう入会権における慣習というのは入会集団の中の、自治的なルールです。それで決めて良いですから、世帯員を構成員とするというように入会集団の皆さんが考えていることは差し支えない。

これは、生産森林組合になると実態としては世帯主が組合員になる事が多い。

しかし財産区認可地縁団体の場合は、財産区の場合には公職選挙法が絡んできますから一人一人の個人以外の何ものでもないのです。

ただし、認可地縁団体は事実上世帯主を構成員化しているところもありますが、私が島根県の認可地縁団体の入会集団の認可地縁団体化やそういう地域を調査しましたら個人を全部構成員として挙げている所があり驚きました。

それはですね、市の行政指導だったからです。構成員を世帯主にしたいと言ったらダメと

言われたそうです。この市の行政指導は行き過ぎではないでしょうか。

(岡本) そうではないのです。認可地縁団体制度立法化の時に法人を除く、世帯員全員と明記されたのでその実態は正しいと思います。

(馬奈木) 違法となるか分かりませんが、私が先ほどお話しした矢作の集落も結局地縁団体名義で登記しました。その時の今の地縁関係はよく分からないのですが、恐らくですね、所有権を争っている事例で、そうすると所有権者は世帯主だけでは悪いという配慮があるのでないのかという発想があります。

(牧) 生産森林組合から認可地縁団体になぜ移行するか言えば、税金がかからない。何年か前に、基本、出資金1千万以下は、市町村民税の均等割りが5万円、それで県民税2万1千円。最低7万1千円かかります。以前、江淵先生からバッシングを受けた。なぜバッシングを受けたのかという大した金額じゃない。最低7万1千円払えばいいんじゃないかと言ったら、根拠がない。7万1千円という金額は小さいから払えばいいという考えは良くないと改めます。私の間違えです。

なぜ5万円払うかといったら台風が来て、木が折れた、道路をふさいだとなったら市町村は走り回るわけですよ。行政サービスですよ。行政サービスを受けるからには、やはり払わないとならないのではないかと。

それから、県の2万1千円のうち千円は森林環境税ですが、誰がその台風の始末に走り回るかということ市町村ですよ、県はあんまり回らない。

だから県民税の均等割りを減らして、その分市民税に上乘せしてもいいのではないかと。これは行政サービスの問題ですけど、どうなのかな。

(江淵) 牧さんにそのようなご意見を申し上げた趣旨は収益が全くない組織が住民税納付の為に支出するとなると、組合員からお金を集めなければならない。その会計処理が寄付金になるのです。組合員からの負担は組織の会計処理としては不健康ですね。

法人の場合赤字だろうが黒字が出ようが最低7万1千円払っていかなければならない。だからそこで不均等が出るのです。

(川原) 入会林野整備して生産森林組合を作ると正式の法人で、複式簿記の会計処理をしなければならぬ、会計処理を誰がするかという問題もある。そのうえ法人税を払う、会計処理もできるところはどんどん生産森林組合にして下さい。その他小さな所は地縁団体にして下さい。この法律が平成3年地方自治法の改正でこれができるようになっていましたのでこちらの方に移行した方がいいとのことでした。当時は県の方は生産森林組合を作る指導だったのですが、私ども市町村として、それについては何もかも乗れません。払えるところだけして、後はしませんよという事でした。それなら何をするかといえば、入会林野整備後便宜的に地縁団体へ移行する提案をしたと思っています。

(江淵) 住民税支払いについて補足したいのですが私ども私が本会の会長をしている頃ですね島根県の林業担当部局に島根県内の某生産森林組合長が相談に行ったそうです。その時に村落環境研究会を紹介されて、このシンポジウムに行って質問されたらいいのではと言われて参加がありました。

その際、私と応答したのですが私を県の職員と誤っていらしく、後日この組合長から連絡があり、県の甘言に乗って入会林野近代化法に手を出して生産森林組合を作った。今それ

を後悔している。住民税を取る為に生産森林組合の組織化を指導したのかと言われた。

確かに入会集団において税務当局は入会集団自体にも入会権の主体性があるというように法律学者は考えておりますので、法人住民税を法人とみなして住民にかけることは不可能ではないのですが市町村と都道府県は課税しません。

その為に入会集団の時代つまり入会林野近代化法適用前は住民税がかかっていなかったのに生産森林組合を組織した途端に法人住民税がかかり出したと言う意見を非常に強く現場の皆さん達は感じている。それと会社とはやはり違う、会社は自由意思で会社組織にされてきた訳ですからちょっと違うかなという気がします。

それから③ページの生産森林組合の個人配分と書いてありますが、これは個人配分が可能としたほうがより正確になりますね。それから財産区・認可地縁団体は個人配分出来ませんね。

(高尾) 我々が生産森林組合の組織化を進めていた昭和50年代初めまではそんな税金はかかってなく今の5分1程度で特に大きな問題ではなかった。

(馬奈木) Cも調べて頂いたのですが、AとBの違いは何ですか。Cの山林規模は同じなのに

(田中) Cは78ha所有して財産区のままです。ここは山林の飛び地が多くて山林の計画(森林経営計画)を立てていない所です。計画を立てていないので補助金も出ないです。その関係で認可地縁団体に動いても動かなくても調査の対象として使い道に言われることはないということです。一時C認可地縁団体へという話は有ったのですが頓挫してそのまま財産区になったと聞いています。

(馬奈木) これは全く私の見当違いかもしれませんが、この八女のあたり上陽町、星野村、立花町もですが、上陽町が1番ひどく、多い時は7つくらい産廃施設の計画があった。町から頼まれて産廃反対運動していた時代がありますが、勝手に売らせないという配慮がなくなっているかどうかについて関係のない話かもしれないが。

(田中) 実際の話、認可地縁団体化する際、市町村からの規制があり、使う縛りがある財産区から認可地縁団体は規制が緩むからと危惧する住民の声もあった。

また、何人か分からないですが自由に使った方がいいと認可地縁団体へ動いた人もいた。認可地縁団体を設立する際、資産の使い道の規制をかけたという規約などは作っていない。

(馬奈木) 私は自由に処分したいという動きが強かったのではないかと思います。財産区だったら不可能ですから。

(佐藤) 売れるのだったら売りたいという意見もいづらか出てきている。

(江淵) 報告全体聞いて認可地縁団体が増加する傾向にあるという理由の一つに私は市町村行政が財産区業務を厄介がっているのではないかなと推測しています。地縁団体に改組してくれたら手間がかからないという事でそういう指導をしているのではないかなと想像しています。全くの想像ですが。

(馬奈木) 八女市が旧黒木町だけではなく他の地区をどのような指導をしているか比較してみればわかる。

(佐藤) 現在の八女市がそのような指導しているのではなく旧黒木町としては財産区に手厚

く一つ一つの財産区に担当職員を置く仕組みをしていたが、八女市になるとそういう事は出来なくなるので認可地縁団体にした方が良いとして合併前の旧市町村の配慮として地縁団体へ動いた経緯があります。

八女市の方は財産区制度と言うのは全然知らなかったの、補助金をそこだけもらってとか、あそこばかり林業の補助金がいくという声があつて、無理解の中でこういった選択をなされたとも考えられる。

(岡本) 今回テーマに上げられている対象のものは全て入会財産だったのですね。旧財産区ではなく新財産区ですか。

(田中) 経緯が複雑ですが、まず明治の時に官有地化され、国有林と言われてしまった。官有のまま流れて行って、その間に明治の合併が起きて小さな集落が今の地区に合併している状況でこのまま官有のまま進み、村へ返された後市町村が公有としてそれぞれ持っていた。

(岡本) それで昭和合併の時財産区へはい！よく分かりました。

(江淵) 今報告された認可地縁団体は全て、入会林野近代化法を経由してない、ということは少なくとも民法 294 条の利用権としての入会権が残っている可能性があります。法解釈上は。

(岡本) 払下げ条件はどうなっているのかな。

(佐藤) 旧市町村有林野とするのか入会にするのか難しい所ですけども、少なくとも入会集団としては特定ができないのですよね、もうすでに特定集団による経営がされている訳ではない。

(江淵) 294 条の入会権は消滅しているという解釈する余地もできますよね。

(佐藤) 但し旧市町村で持っている皆の山という意識は強くあるので、それが新しく入って来た人達をどう取り扱うか、都市部に近い所だとそういった問題が発生すると思うが、過疎化が非常に激しい地域ですので、むしろ住民みんなで地域振興費として補助を続けることが優先されている状況です。

(江淵) まさしく高良内財産区の場合には新興住宅団地住民まで権利を取得したと。自衛隊まで。私はその住民でして選挙では地元の入会権者に投票しました。

(佐藤) 過疎山村ゆえの選択と旧入会権者と今の住民がほぼ一緒という中で入会権者がほとんど見えなくなって、長らく経っている状況の所のことだと思います。

(江淵) 明確な入会廃止の合意がないかぎり入会権は潜在的にでも存続していると見るべきではないかなという気はしています。ただ私は調査していないため何とも言えませんが。

(馬奈木) 一旦所有権が発生したらその後所有権はなくなると同じ考えです。

(佐藤) それと財産区にした地区以外にも沢山地縁団体を作って、森林も登記されている現状があります。共有財産で小さい集落が持っている、いわゆる入会が地縁団体化している。私が見た所は、小集落の 4 人持ちの共有財産で相続登記をするよりお金がかからないから地縁団体を作るという動きもあるが、これまで全く報告されてない。

生産森林組合や財産区の地縁団体化の研究はあるのですが、それ以上に他の所有が実は入会の実態が残っている。あるいは共有だが地域の人達だけで管理したいということで地縁団体という制度を利用していることは森林政策上全く把握されておらず、実態はそっち

に行っているという状況が今回分かった。地縁団体化している森林をどうやって把握するのかという事から必要ですね。このことは町、市の行政も全く把握していない状況でした。

(江淵) この問題について具体的な障害が起きる危険性がないことではないですね。あまり多くはないと思います。入会慣習と地縁団体の規約に齟齬がある場合どちらを優先するのか。

この問題は随分以前から西日本入会林野研究会のなかで表面に出たかどうかは覚えてはいませんが議論されていました。鳥栖だったと思いますが入会林野近代化法の適用なしに生産森林組合を作ったケースがかなりあります。この場合、入会慣習と生産森林組合の定款がかなり食い違う所があります。

一体どちらを適用しているかという疑問が言われていました。その辺りを皆さん方若手の方に調査してほしいと思っています。

(岡本) 共有名義のまま地縁団体化したと話されていましたね。共有名義の認可地縁団体化ですが、その場合、共有のまま認可地縁団体化した場合、考えられるのは、名義はたまたま共有だけど実態は入会財産だと代表者の名前だけ持ってきたという場合が多々あるのです。

けれども、共有財産ではなく実態が入会財産であれば、認可地縁団体の財産には出来ないという事を地縁団体立法化の時自治省と農林省の役人が協議の時ハッキリ言っています。それを認可地縁団体化したということはそれなりの理由があったのかちょっと面白いなと思った。

(牧) 私が調査した鹿児島市内の五井の集落では入会集団が裁判に確定したと、その後認可地縁団体判決書を元に認可地縁団体に変えた。それを弁護士が指導している。

今のところ異議がでてないのでうまくいっていると思っています。

(馬奈木) 矢作も勝訴判決を持ってやりました。今のところ異議がでてないのでうまくいっていると思っています。

(江淵) 代表者名義、集落の区長さんの場合の登記原因はおそらく委任の終了だったのではなかったでしょうか。皆さん覚えておられますか。その委任の終了と登記原因がついている場合に、これは入会権の匂いがすると、川原さん、岡森先生、私もそういう意見を持っています。

登記原因にそういう推定力が働くかどうかという問題、法解釈上の問題と密接につながりますけどね、登記原因の推測力が働くという説、働かないという説二つありますね、

(馬奈木) 私どもは働かないと信じている。

(佐藤) 今回の報告は認可地縁団体というのがいろんな形で利用されてそちらの方に色々なものが移行していることは事実ですが、一方で地縁団体Bについては県から随分認可地縁団体認めないぞという事があった訳ですね、それが何処の部局から来たかとかですね。やはり森林政策として生産森林組合統計を取っているわけですよ。

生産森林組合化したのは、入会林野近代法の趣旨としては人工林率が非常に低かったので、いわゆる公社・公団造林を導入する等政策的な背景があって、生産森林組合有化が推進されました。生産森林組合の持っている意味の重要性を逆に明らかにするべきと思う。

報告からは、認可地縁団体の大きな流れのなか改めて感じました。

今回、畑生産森林組合からも出席いただいているので、自分たちの生産森林組合の運営も含めて感じられることもあったのではないかと感じた次第です。参考にしてください。

第3報告 日田地方の入会権に由来する森林の所有・管理の現状

高尾徳次（日田市高瀬生産森林組合理事）

日田市に住んでいますが、定年で退職するまでは長崎県にいました。県に入ったのが1965年入会林野近代化法制定の1年前となります。当時上司からこんな法律ができるから勉強しなさいと言われたものの入会という言葉さえ全く知らず周りの人に聞いても誰も教えて貰えない状態でした。

それ以来、通算すると行政で20数年以上入会林野、生産森林組合に関し何らかの形で携わってきました。今も生産森林組合に勤務しております。

その間、私の指導が足りなかったこともあり本日は長崎県から4名も参加いただいております。何か一つでも勉強して下さればと思います。

先ほどから生産森林組合の法人住民税が問題となっていました。昭和50年代初めのころまでは市町村が1万円、県が2千円程度ではなかったかと思います。そのため生産森林組合を作っても大きな問題ではなかった。その後税金が一気に上がり現在に至っています。

それと昭和53年森林組合法の制定と同時に従来の生産森林組合に対する指導体制が打ち切られたことも大きかった。それまでは県による年1回の検査と指導が義務付けられており、それを機に生産森林組合と行政が互いに意思疎通なり指導の機会があったものの、それがなくなり生産森林組合が混乱する要因ともなったと考えます。

日田市の位置

私の住む日田市は先ほどの報告にありました福岡県久留米市・八女市に接しております。

地図（図-1）の中央の黒い線が筑後川となります。福岡県境から上流部約10数km上流に私の住む高瀬地区があります。

市町村の変遷

現在の日田市の区域は明治の初期に政府が作成を命じた「旧高旧領取調帳」によれば、幕府領と旧森藩から成り2町91村あったとされています。

この2町91村が明治8年町村統合により2町49村に、さらに明治22年町村制施行により2町18村となりました。この20の行政区画が確定し現在に至っています。

入会集団の状況

現在まで入会林野に大きく影響したのは町村の統合・合併だったと思われます。

今でも明治以来の2町91村の旧町名・地区名・字名がよく使われており、これが、入会集団の主な区画であるとともに、この中にはもっと小さな集落である組単位の入会地が無数存在しているのではないかと推測されます。

明治8年に町村の統合で2町49村になり、明治22年に町村制施行により地図のとおり2町18村になっています。

現在の1から20の大きな行政区画の中で、公的に組織化されている団体は生産森林組合31組合（設立は36組合）、農事組合法人1組合、財産区1となっています。

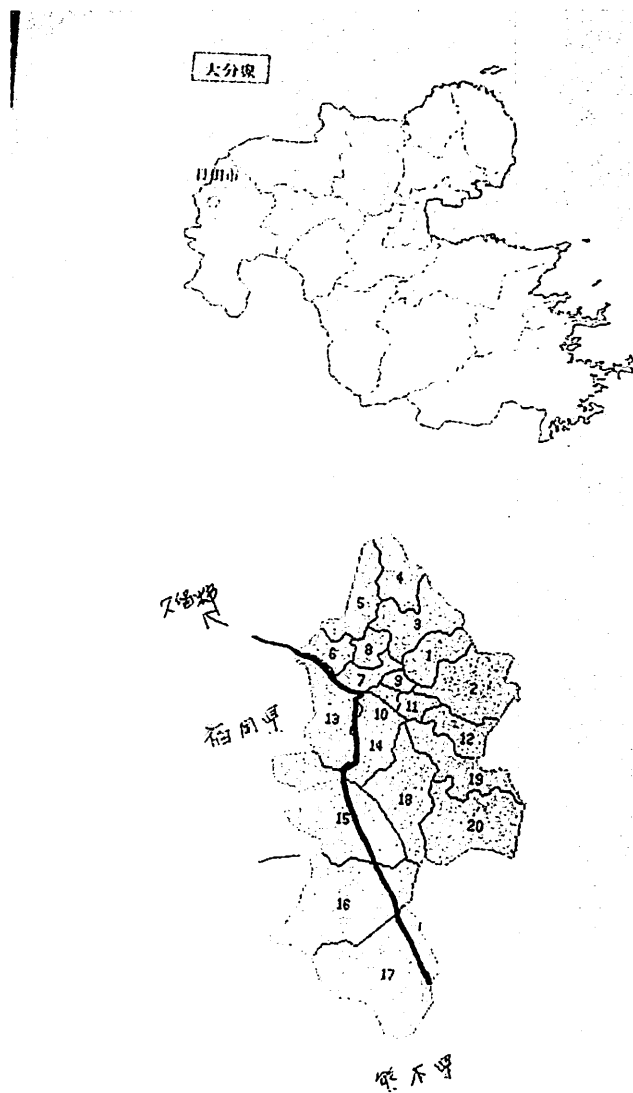


図-1 日田市の位置図および行政区画図

入会林野はその地区の住民が生きる為に必要な土地であり、利用の形態も、村全体で利用する土地、各集落で利用する土地、集落の中で一部の地区の者が利用する土地、個人に配分した土地等様々な利用形態があります。

その利用の内容は天領であった地域と旧藩領であった地区と大きな差は特に見受けられません。中には天領の区域の村と藩領であった村が統合された村も存在します。

地図に1～20まで番号を振っていますがこれは町村制施行時の町村です。

その後、昭和15年に日田市が生まれております。その時の合併は日田市全てではなくその時に1市12村になっています。その後、昭和30年に5カ村が日田市に編入され、平成17年3月に日田郡3町村が日田市に合併され現在の日田市となっております。

入会集団の組織化

表1. 日田市(郡)の町村の変遷と生産森林組合等の設立

町村制の施行により、以下の2町18 村が発足。(明治22年(1889年)4月1日)

位置	発足町村と旧村 ○数字は日田市との合併年	設立されている生産森林組合等の組織体
1	西有田村 ← 有田村、西有田村	有田s44・西有田s44
2	東有田村 ← 東有田村、羽田村	東有田s37・岩下s49・求来里s33
3	三花村 ← 三和村、花月村	天神s51
4	小野村(単独村制)	立平s47・下小竹s46・三尾山s52
5	大鶴村 ← 大肥村、鶴河内村	山口s48・大久保s48・真弓谷s52
6	夜明村(単独村制)	川崎s49・関s57
7	光岡村 ← 友田村、渡里村、十二町村	光岡s33
8	朝日村 ← 小迫村、山田村、二串村	二串・山田・小清水・北向・小迫上・小迫下s50
9	豆田町←豆田町、北豆田村、南豆田村	
10	隈 町←隈町、庄手村、竹田村	島内s44・西ノ山s45
11	三芳村←田島村、日高村、求来里村	
12	馬原村(単独村制)	
13	五和村 ← 石井村、小山村、堂尾村、内河野村、川下村	石井s51・堂尾s50・内河野s54
14	高瀬村 ← 高瀬村、上野村	高瀬s36
15	前津江村 ← 大野村、柚木村・赤石村	大野農事組合法人H18
16	中津江村 ← 栃野村、合瀬村	
17	上津江村 ← 川原村、上野田村	
18	大山村← 西大山村、東大山村	老松s46・鷹取千張s49
19	中川村 ← 湯山村、合田村、赤岩村、桜竹村、女子畑村	亀石s36
20	五馬村 ← 五馬市村、塚田村、出口村、本城村平	財産区設置 H17

注①組織他の横の数字は設立年である。

②発足町村と旧村は昭和及び平成の合併まで独立自治体であった地区を示す。

日田市内には昭和41年入会林野近代化法施行前に設立した生産森林組合が5組合、施行後に設立した生産森林組合が33組合(内解散が7組合)あります。

入会林野近代化法制定前のは市との合併の際、旧村に残置されたもので面積規模も大きく経営的に問題は生じていません。

平成の大合併の時、旧前津江村では農事組合法人を設立している。これは面積が350haと広いことと、農地(牧野)としても利用しているため農事組合法人を選択しました。

他に財産区を設定している地区もあります。

生産森林組合の解散問題

生産森林組合の解散について各地で大きな問題となっているが、日田市内の生産森林組合の解散については特に大きな問題となっていません。その理由として次のような施策が行われていることを挙げるすることができます。

① 市の助成

これは市の法人住民税に見合う事業費の助成を市が行っているためです。その内容は市が公共事業の補助金の対象とならない作業に対して助成するものです。資金が足りない組合は役員さんたちが働いて賃金の一部を提供し、余裕のある組合は役員に賃金を支払うと定められています。

約30の組合に対し市から毎年約300万円程度助成されており、自分たちの努力しただけで資金が捻出できる制度です。

② 県の指導体制

県の組織の中に生産森林組合協議会を設置し、そこで組合の指導や組合間の連携、視察研修等を行っています。

この担当職員は県や市の職員OBで、ある程度林業に詳しい人が雇用されており、今のところは生産森林組合解散については特に問題になっていないという状況です。

高瀬村の入会林野

市内で1番大きい生産森林組合で所有面積は約570ヘクタールです。

明治初めの土地台帳の名義は、村全体の名義・各集落（13集落）の名義・小さな各部落の名義等色々ありましたが、大正11年11月7日に部落有林野統一で全て高瀬村の名義に統一されました。

この時の統一条件は次のとおりです。

第1 現況森林に対する分

①従来部落において造林したる杉、桧、松は、1伐期 売り上げ収入額の7割を関係部落民に、3割を村の取得とする。クヌギは今後30年を期限とし、その分収配分率は亦同じ。

②現在部落有地に村が地上権を設定し、村が造林したものと分収契約がある部落の取得金は、従来契約に基づき関係部落民の取得とする。

③従来自家用薪材採取の慣行あるものは一定の地区に依り地租公課を徴し関係部落民に土地を使用せしむ。

第2 現況原野に対する分

①農牧上必要ある原野は一定の地区に依り地租公課を徴し関係部落民に土地を使用せしむ。

②荒廃したる原野は草生を良好ならしめ土地の利用増進を図る為部落方面別に使用区域を定め整理するものとす。

第3 将来造林に対する分

①村直営造林を為す場合は初伐期収入の2割を関係部落民の取得とす。

②官行造林を為す場合は初伐期村取得金の3割を関係部落民の取得とす。

①部落民に於いて村直営造林の手入れ保護を為す場合伐期収入金の相当額を部落民に交付す。

②小面積の要造林地は関係部落民の希望ある場合、之を貸し付けせしめ、その伐期収入金の3割を村に分収す。

地租公課は造林者の負担とす。

第4 現況林野以外の土地

田、畑、宅地、池沼、石原、浜地等の雑種地は統一後地租公課を徴し関係部落民に土地を使用せしむ。

現在の運用

統一にあたっては反対も大きかったが、関係集落が保有・管理していた土地は入会集団が継続し使用収益することが認められました。現在は村の名義と他の入会集団が管理していた土地は全て生産森林組合に引き継がれ、租税公課は組合負担として、収益があった場合合収益の10%を生産森林組合に納入する契約を締結しています。

期限についても関係集落が希望すれば伐採後も期限延長することができるが、近年の林業不況のため返地の申し出も多い状況です。

このように部落有林野統一の前と統一後の入会権者の林地の利用実態は大きくは変化しておらず、昔からの利用権としての入会権は守られています。

日田市編入に伴う村有財産の存置

昭和15年の日田市との合併に際し、日田市編入に伴う所有財産の存置、これは後から編入される旧村の財産(山林・原野)を新市に持ち込むか、持ち込まないかが揉めました。最終的には、昭和15年11月30日大分県知事指令で次のような方針が示されました。これは命令か調停かが不明です。

「旧村有財産並びに一切の権利義務はすべて日田市に帰属するものであるが、旧村の部落有財産統一のものに限ってそのまま地元財産として据え置くままとする。日田町を除き旧村の旧村存置の財産処分を為さむとする所以なり。」と財産はそのまま地元財産として必要なものとすると言われました。これによって入会権の存続が認められ地元住民の方に残されたと思います。

この理由として、「所有財産中部落有財産統一と統一なき村これが所有状況において相当懸隔甚だしきを以て、関係村民の経済生活上及び市町村内の行政調和を考慮し、部落有林野統一のものに限り、日田町を除き、旧村存地の財産処分を為さむものとする。」

しかし、高瀬村に土地は残されたものの名義を変える必要があり、一時的に村の構成員と農協の構成員が同じであったため高瀬村農協の名義にしていたが、その後日田市内の農協が合併するにあたり、高瀬村に財産を残すため昭和36年生産森林組合を設立して、運営をするようになりました。

現在の管理面積は総面積570ヘクタールで組合直轄管理が340ha、昔からの各集落管理利用するものが約230haです。

村々入会林野の整理 大正末期から昭和9年3月31日協定締結

① 他村である五和村大字小山地区に所在する山林・原野に対し日田町・五和村・高瀬村の部落共有林は、現地を分割して各関係町村の専属所有権を確定し、従来の入会関係を解消しました。

- ・日田町所属 4筆約9町9反歩・・・現在、1生産森林組合と1共有集団が経営管理
- ・高瀬村所属 7筆約13町1反7畝25歩・現在、高瀬生産森林組合が管理
- ・五和村所属 16筆33町5反5畝8歩・・・現在、石井生産森林組合と2つの共有集団
(山手共有林・小畑共有林組合が経営管理)

村々の入会林野の整理という事で私の村は高瀬村ですが、隣接の五和村大字小山に存在する日田町、五和村、高瀬村に居住する部落住民が利用する土地の専属所有権を確定し、村と村の入会権を解消するため協定が結ばれ、現在も5つの旧入会集団が管理しています。

② 他にも町村制施行以前、高瀬村に所在する山林原野約8町歩に対し、他村の比較的市街地であって山林原野を有しない日田町の・竹田村・庄手村・田島村の各入会集団が利用する入会地が存在していた。現地は橋もない時代川幅100m以上の筑後川を渡ってそれから数キロメートルの所で、大正末期に金銭により入会権を解消した記録がある。このような事例は、人々が生活するため入会地である山林原野が是非とも必要であったかを物語るものである。

私の報告は以上で終わります。

質疑

(江淵) 従来入会関係を解消する。この言葉の原典はそのまま持ってこられたのですか。当時入会と言っていますか

(高尾) 協定書なり県の公文書の中で村々とは入っていないが入会関係を解消するとなっている。

(江淵) 私の経験からすると、通常の文書で入会の言葉が入れば100%村々ですよ。一村入会で入会という言葉が使われているのはあまり聞いたことがないですね。

先の馬奈木先生の水俣湾の漁業関係の説明の際に入り合っていたと説明されたが、これは村々の入会ですね。

(馬奈木) 村々の入会です。

(江淵) この場で発言すべきか迷っているが、民法の規定が入会権について入会という言葉は何故使ったのが未だにわからない。通常現地では村々入会を指している。1村入会の場合には共有と言っている。

それにもかかわらず263条294条、一村入会の場合にも共有の性質を有する入会権、有しない入会権、1村共有の場合にも入会という言葉を使っている。これはなぜなのかいまだに疑問を持っているが、疑問を持ったまま死んでいくのかなという事になります。

(牧) 村の入会は江戸時代に成立したと中尾先生は言っていますが、私は嘘だと思う。戦国時代にはもう成立していると思っています。これもさかのぼれば平安末期まではいくのではないかな

総有と言う言葉は日本史教科書とか戦国時代村と村が争ったという古文書にもこういう言葉が出てくるから結局ゲルマンの総有と日本の総有とは違うのではないかな。そしてお

しなべて皆入会は総有と言っているところは書き換えてもいいのではないかと思う。

(江淵) 亡き恩師の名誉の為、少し申し上げておきたいのですが、中尾先生が江戸時代と言われたのは近代以前という意味じゃないでしょうか。近代以前、明治以前、いや江戸時代に成立している。

(牧) 私はその前に成立していると。

(江淵) そんなに厳密な意味ではなかったと思いますけど。

やはり中田薫先生は安易にゲルマン法から概念を引っ張ってこられたが、時代も生産の方法から国柄も違う2つの国の村落共同体が同じであるはずがないと思う。

(佐藤) 高尾さんに質問ですが、日田市の場合には生産森林組合が30以上あって、財産区も市がかなり助成して続けているとのこと。これは日田林業地と言われて林業が盛んという条件があると思うが、管理をしている役員さんが境界であるとか次の世代に引き継ぐような取り組みあるいは実際に将来展望がありますかね。今も林業経営の複雑な環境の中で自分たちの財産として認識しているのでしょうか。

(高尾) 私の組合の場合、役員に選ばれた時に現地を回る。通常役員さんは各集落の代表が選出されている。うちの役員は各集落の代表としても山を管理しており、山に関しては詳しい。

また最近の森林の施業は森林組合に委託する機会が多いが、山は成熟しており主伐・間伐をすれば収入が見込める山も多く関心は高いです。

(佐藤) 大体役員さんは何歳ぐらいの方ですか。

(高尾) 60歳代は3割、70歳代6割、80歳代2割程度ですが管理面積が広いわりに林道・作業道が整備されて歩かなくても良いため年寄りでも森林の管理は可能と思われる。

森林作業などは森林組合に委託や問題があれば森林組合に相談することもできる

(佐藤) この生産森林組合に入った収入は地域の行事とかに関係がありますか、

(高尾) 貸付地の中に学校林があります。収益があつたら学校の施設整備や消防団の活動経費が足りないからとして昨年70万円助成した例もあります。

当組合の管理運営費用は年間300万円程度必要だが間伐収入で賄っている。

今は森林資源も充実し50年生以上の森林も増え伐採可能林分も増えてきたが、現状では伐採しても再造林費を考えたら大きな収益は見込めない。

もし組合員の皆さんが木を切りたいと決まれば従事割配当で配当することでもできる経営内容は維持しています。

(佐藤) 個人割配当ではないのですね。

(高尾) 生産森林組合の場合、組合員への配当は出資割配当(出資金の10%以下)又は従事割配当しかない。税金を払えば可能だが税金を払ってまで配当する気はない。

(佐藤) 他に日田の現状について

(高尾) 日田の場合には生産森林組の運営は比較的うまくいっているが、隣接する玖珠郡には45組合があつたが8割が解散しております。

(佐藤) 旧九重町は生産森林組合がとても有名ですよ。多かつた、でもほとんど解散しています。解散してどうなっているかご存じですか。

(高尾) 共有とか、売るなど、大きな造林地はあまりない。共有名義に変えるのは大変な

ので代表者数名の人になるのかもしれないですね。他に町が色んな施設を作る時に買うかですね

(古積) 解散して共有となれば人数が多いと大変だと思うが、登記名義とか相続など事情を知らない子孫は困らないのか

(佐藤) 今の話は玖珠郡でして、日田よりもさらに大分寄りで牧野が多く、日田の場合は戦前からの林業地ですが、玖珠の場合には植林したと言って昭和40年代年ぐらいからで、後はしいたけ原木林が非常に多い所です。また牧野利用も一緒にやっており、一時大きな面積を持っている生産森林組合が沢山あったところです。

面積は有っても価値はあまりなかった。開発業者にも結構売った。ゴルフ場などしたくなるような台地上の景観が有るところです。

その他の討論

(牧) 先ほどの続きですが、法律の先生にお聞きしたい。先ほど私は総有と言ったのですが、違うと戒能通孝さんが唯一日本の入会は総有ではない。日本の封建期にはそこまで所有権の観念はなかったといっている。だから非総有説を又勉強する必要があるのではないか。

法律関係の方は戒能さんを基準に。どうなのでしょう

(江淵) 戒能通孝さんは入会の研究を書いた方ですね。総有をどのように定義しておられるかわからない。

(牧) 支配進退だから所有権という意識はなかった。

(古積) 戒能先生の総有を否定するという趣旨は総有そのものが明治維新の頃にはまだなかった。それに力点が置かれている。

所有権があってそれが集団に対してどのような帰属の形態を取っているかという議論、権利の確立過程がその時代にはまだ無かったとする認識があって、あの本では支配性だとか地券発行だとかそれまでになかった所有権を創設するようなものとの議論を展開している。下手すると先生が言っていたすでに権利というものが確立されていて永遠と続いている。その話との関係で言うと、当時の明治政府が国家権力で近代的所有権を地券の発行などでいかようにも認定と言うか創設できる。そういう議論に繋がりがねない所もあるので私は戒能先生のあの発想はまずいのではないかなと個人的には思っている。

(馬奈木) 江戸時代まで近代的所有権と言う概念はなかった。この本の議論でもそうですし二人が言った近代化理論でよろしいではないでしょうか。

(江淵) その説に対して一部の日本法制史の専門家は異を唱えている方もいる。明治以前にも近代化はもうある程度は始まっているとの考え方は強い。

(馬奈木) この本の中の整理は渡辺洋三先生も都市部では一部近代適所有権に繋がる所有権は有った。それはそうだろう何も日本均一になる訳ではないという議論は紹介されています。日本全体、総体的に言えばとの議論ですね。

(岡本) 江戸時代でも売買や担保になったのですよね。

(馬奈木) 出来ますからね、商品化していたことは事実です。

(江淵) 平成2年に亡くなりました大阪大学の熊谷開作先生は土佐における明治初期の土地所有権訴訟の多さ(農地)を示し、すでにこの時これ程に農民の土地所有権意識が高かつ

たという事は、地租改正の時に土地所有権近代化、土地所有権がいきなり来たという考え方で間違いだとおっしゃっている。

(馬奈木) それは日本政府が言うのがおかしいと思う。日本政府は地券を交付することによって土地所有権が創設されたといえますからね。

(江淵) 熊谷先生はそんな馬鹿な、土佐における明治初期における訴訟の多さをどのように説明するのかと。

ついでに川島武宣先生は日本人の所有権の法意識はあまりなかったのではないかなという説を唱えています。

これに対して熊谷先生もこれ程訴訟を起こしており法意識が希薄であったということがどうして言えるのだと言っている。

(高尾) 私の手元に明治22年に作成された地番と大正10年に作成された地番対照の一覧表がある。現在この地番が利用されているが、明治22年の時(約6,100筆)から大正10年(約8,100筆)と増えている。これは分筆によるものではなく地租改正の際に漏れていたものと思われる。これは高瀬村と隣の上野村に同様に増えている。

(馬奈木) 地番は地租改正前からある。漏れている土地は国の物

(江淵) それだと三田用水事件判決は漏れていた土地となれば国有地となる。

(馬奈木) 渡辺先生の主張は実効支配しているかどうか。地券を交付されているか関係ない実効支配をしているかで判断される。

戯言ではないが土地は10キロぐらい動くんで、冗談じゃなくて10キロぐらい、

(江淵) そういう漏れていた脱落地であっても所有者はいるのですよね、現実には支配されそれらも実際入会地として管理していたものが

(牧) 私の田舎の島では税金を払うのが嫌で知らん顔していた。そしたら勝手に陥没してしまったと爺さん、婆さんからよく聞きました。

(江淵) それで国有林が形成されてそれで今赤字で苦しんでいる。

(佐藤) 今年国有林野営管理法が改正されて、民間企業に最高50年間貸すことが出来る。

(江淵) 森林営管理法と言うのはちょっと怖いですよ。

(佐藤) 市町村にそんなに能力ないけれども法律の背景としての説明されるのは森林の所有者の不明と土地不明の問題が非常に多いという現状を指摘している。

ここで議論しているのは所有権があったよね、過去に少なくとも江戸時代、入会権というのを実効支配してきた土地があったにも拘わらず今の状況は利用しない。

所有権の登記はされているけれど実効支配力がものすごく落ちてきている段階ですよ。その所有権をどう見るかって言うのは今からの議論でとっても重要な課題になってくると思う。今後法学者の方の意見も聞いてみたい。

発言者 (発言順)

佐藤宣子	九州大学	江淵武彦	島根大学
馬奈木昭雄	久留米第一法律事務所	岡本常夫	箕面市
牧洋一郎	沖縄大学	川原祥治	元福岡市
古積健三郎	中央大学	高尾徳次	事務局

第16回村落環境研究会理事会及び総会の開催

- 1 開催日時 令和元年(2019)12月7日
- 2 会場 久留米大学 御井キャンパス 御井本館243教室
- 3 出席者(役員のみ掲載) (委)は委任状
理事 佐藤宣子、牧洋一郎、岡本恒夫、江淵武彦、泉英二、枚田邦宏(委)、
矢野達雄(委)
監事 河原祥治、野村泰弘
- 4 議長選出
会則第7条第2項及び第2項及び第3項に基づき会長佐藤宣子が務める。
- 5 理事会の成立
理事及び委任状を含め全員出席により成立した。
- 6 議事
 - (1) 第1号議案
第15期(2018年7月1日から2019年6月30日)事業報告及び収支決算報告が行われた。その後川原監事から監査報告があり、審議の結果全員一致で承認された。
 - (2) 第2号議案
第16期(2019年7月1日から2020年6月30日)事業計画及び収支予算案が提出され審議の結果全員一致で承認された。
 - (3) 第3号議案役員の選出について
会則に第6条に基づき理事10名、監事2名以内の選出
理事 佐藤宣子、牧洋一郎、岡本恒夫、江淵武彦、泉英二、枚田邦宏、
矢野達雄
監事 河原祥治、野村泰弘
 - (4) 第4号議案
次回シンポジウムの開催について
鹿児島市において開催するよう調整することで承認された。

第15期村落環境研究会収支決算書

(2018年7月1日から2019年6月30日)

(単位：円)

(1) 収入の部	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	備 考
前期繰越	143,129	143,129	0	借入金50,000円を含む
会 費	100,000	72,870	-27,130	会費21人、賛助会員4法人
寄付金	3,000	7,500	4,500	
借入金	0	0	0	
その他	0	0	0	受取利息
収入計	246,129	223,499	-22,630	
(2) 支出の部	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	備 考
第15回シンポ 開催経費	0	0	0	
機関紙印刷費	87,000	174,804	89,804	会報14号・15号印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	13,417	-583	会報発送経費
事務費	1,000	432	-568	残高証明手数料
振替手数料	1,200	630	-570	会費郵便振替手数料
立替金返済	50,000	0	-50,000	
次期シンポ開催 準備費	10,000	0	-10,000	
支出合計	163,200	189,283	28,083	
(3) 次期繰越	67,699	34,216		

監 査 報 告 書

2018年（平成29年）7月1日から2019年（令和元年）6月30日までの第15期事業年度の財務について、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので以下のとおり報告いたします。

一、財務執行は適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2019年（令和元年） 7 月 19 日

村落環境研究会 監事 川原 祥 治 印

村落環境研究会 監事 野村 泰 弘 印

第16期村落環境研究会収支予算書

(2019年7月1日から2020年6月30日)

(単位：円)

(1) 収入の部	第16期予算 (B)	決算 (B)	(A) - (B)	備 考
前期繰越金	127,899	34,216		
会 費	100,000	110,000	10,000	会費31人、賛助会員4法人
寄付金	3,000	10,000	7,000	
立替金	0	0	0	
収入計	230,899	154,216	17,000	
(2) 支出の部	第16期予算 (B)	第17期予算 (B)	(A) - (B)	
第16回シンポ 開催経費	0	0	0	報告者謝礼・会場使用料他
機関紙印刷費	87,000	87,000	0	会報16号印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	14,000	0	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	1,000	0	振替通知票発行手数料
振替手数料	1,200	1,200	0	会費振替手数料
立替金返済	50,000	30,000	-20,000	江渕先生立て替え分
次期シンポ開催 準備費	10,000	10,000	0	
支出合計	163,200	143,200	-20,000	
(3) 次期繰越	67,699	11,016	-56,683	

編集後記

昨年、江渕武彦前会長から職を引き継ぎました九州大学の佐藤です。引き継ぎ最初の会誌発行にもかかわらず、編集作業が長引き、「村落と環境」第16号の発行が大幅に遅れました。会員の皆さまにお詫び致します。

本会は、旧・現入会林野の利用や再編の実態とともに法的な問題について、年に1回研究会を開催しています。研究者、行政実務者、現場の生産森林組合役員の方々によって構成されています。入会権の法律問題で理論的支柱であった中尾英俊先生が永眠され、本会を継続すべきか理事会や総会で議論されましたが、入会林野について未だ多くの問題があり、当面継続することになりました。

本誌では2019年12月7日に久留米大学で開催した研究会での3つの発表内容を掲載しています。公害や環境問題で地元住民の立場からいくつもの裁判に関わってこられた馬奈木昭雄先生からは事実を積み重ねること、法律関係者が入会権を学んでいないことが指摘されました。田中報告は旧入会林野の認可地縁団体化の実態、高尾報告は林業が活発な日田地区で明治期からのムラと入会団体の実態を明らかにしています。

2020年の研究会は、新型コロナウイルス対応で、現地とオンラインでの同時開催を予定しています。今後とも研究会への参加、発表などにご協力下さるようお願い致します。

2020年10月14日
会長 佐藤 宣子

村落と環境 第16号 令和2年(2000)10月発行

(会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒819-0395 福岡市西区元岡744 九州大学ウエスト5号館751室 九州大学大学院環境農学部門森林科学講座森林政策学研究室
電 話	092-802-4654
e-mail	sonrakukenkyu2020@gmail.com
年会費	理事4,000円、一般会員3,000円、学生2,000円 賛助会員(団体・法人)5000円
